

令和8年関川村議会3月（第4回）定例会議会議録（第1号）

○議事日程

令和8年3月10日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 6号 関川村犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 6 議案第 7号 関川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 7 議案第 8号 関川村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 8 議案第 9号 関川村乳児等通園支援事業に係る利用者負担額に関する条例の制定について
- 第 9 議案第10号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第12号 関川村特別会計条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第13号 関川村基金条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第14号 関川村農林水産業生産等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第15号 関川村畜産振興施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第16号 関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第17号 関川村広域観光インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 第17 議案第18号 関川村総合計画基本構想を定めることについて
- 第18 議案第19号 過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 第19 議案第20号 女川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第20 議案第21号 滝原・松平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第21 議案第22号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第22 議案第23号 村上岩船定住自立圏の形成に関する協定の変更について

- 第 2 3 議案第 2 4 号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について
  - 第 2 4 議案第 2 5 号 役場庁舎省エネ改修（高効率空調設備更新）工事変更請負契約の締結について
  - 第 2 5 議案第 2 6 号 令和 7 年度関川村一般会計補正予算（第 1 1 号）
  - 第 2 6 議案第 2 7 号 令和 7 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第 5 号）
  - 第 2 7 議案第 2 8 号 令和 7 年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
  - 第 2 8 議案第 2 9 号 令和 7 年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
  - 第 2 9 議案第 3 0 号 令和 8 年度関川村一般会計予算
  - 第 3 0 議案第 3 1 号 令和 8 年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
  - 第 3 1 議案第 3 2 号 令和 8 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
  - 第 3 2 議案第 3 3 号 令和 8 年度関川村介護保険事業特別会計予算
  - 第 3 3 議案第 3 4 号 令和 8 年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
  - 第 3 4 議案第 3 5 号 令和 8 年度関川村宅地等造成特別会計予算
  - 第 3 5 議案第 3 6 号 令和 8 年度関川村下水道事業会計予算
  - 第 3 6 議案第 3 7 号 令和 8 年度関川村簡易水道事業会計予算
  - 第 3 7 同意第 1 号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 第 3 8 同意第 2 号 関川村副村長の選任につき同意を求めることについて
  - 第 3 9 発議案第 1 号 森林環境の整備によるクマ被害防止対策に関する意見書の提出について
- 

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 6 号 関川村犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 6 議案第 7 号 関川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 7 議案第 8 号 関川村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 8 議案第 9 号 関川村乳児等通園支援事業に係る利用者負担額に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 1 0 号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 第 1 0 議案第 1 1 号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 1 1 議案第 1 2 号 関川村特別会計条例の一部を改正する条例
- 第 1 2 議案第 1 3 号 関川村基金条例の一部を改正する条例
- 第 1 3 議案第 1 4 号 関川村農林水産業生産等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 議案第 1 5 号 関川村畜産振興施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 5 議案第 1 6 号 関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 6 議案第 1 7 号 関川村広域観光インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 第 1 7 議案第 1 8 号 関川村総合計画基本構想を定めることについて
- 第 1 8 議案第 1 9 号 過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 第 1 9 議案第 2 0 号 女川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 2 0 議案第 2 1 号 滝原・松平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 2 1 議案第 2 2 号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 2 2 議案第 2 3 号 村上岩船定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 第 2 3 議案第 2 4 号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 2 4 議案第 2 5 号 役場庁舎省エネ改修（高効率空調設備更新）工事変更請負契約の締結について
- 第 2 5 議案第 2 6 号 令和 7 年度関川村一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 第 2 6 議案第 2 7 号 令和 7 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 2 7 議案第 2 8 号 令和 7 年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 8 議案第 2 9 号 令和 7 年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 9 議案第 3 0 号 令和 8 年度関川村一般会計予算
- 第 3 0 議案第 3 1 号 令和 8 年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 1 議案第 3 2 号 令和 8 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第 3 2 議案第 3 3 号 令和 8 年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第 3 3 議案第 3 4 号 令和 8 年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第 3 4 議案第 3 5 号 令和 8 年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第 3 5 議案第 3 6 号 令和 8 年度関川村下水道事業会計予算
- 第 3 6 議案第 3 7 号 令和 8 年度関川村簡易水道事業会計予算
- 第 3 7 同意第 1 号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 3 8 同意第 2 号 関川村副村長の選任につき同意を求めることについて

第39 発議案第1号 森林環境の整備によるクマ被害防止対策に関する意見書の提出について

---

○出席議員（9名）

1番	小澤	仁君	2番	加藤	つや子君
3番	川崎	哲也君	4番	近	敬志君
5番	近	壽太郎君	6番	加藤	和泰君
8番	菅原	修君	9番	平田	広君
10番	鈴木	紀夫君			

---

○欠席議員（1名）

7番 高橋正之君

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	加藤	弘君
教育長	津野	庄一郎君
政策監	野本	誠君
総務課長	渡邊	浩一君
地域政策課長	米野	哲弘君
脱炭素推進室長	大島	祐治君
住民税務課長	渡辺	一洋君
健康福祉課長	田村	清洋君
健康福祉課参事		
兼診療所事務長	須貝	博子君
農林課長	富樫	吉栄君
教育課長	熊谷	吉則君

---

○事務局職員出席者

事務局長	河内	信幸
議会事務局主幹	小池	由美子

午前10時00分 開 会

○議長（小澤 仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、これより令和8年3月第4回関川村議会定例会議を開会します。

7番、高橋正之さんから欠席の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事進行よろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

---

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（小澤 仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、加藤つや子さん、9番、平田 広さんを指名します。

---

日程第2、議会運営委員長報告

○議長（小澤 仁君） 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から、本定例会議の会議日程（案）及び議案の取扱いについて報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（近 壽太郎君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取扱い等について申し上げます。

去る2月26日、令和8年3月（第4回）定例会議の運営について、役場議長室において、委員及び議会事務局職員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告を行い、その後、村長の施政方針説明、一般質問、各議案の上程を行います。

なお、令和8年度各会計の予算審査につきましては、予算審査特別委員会を設置して審議を行います。

11日水曜日は常任委員会を開催し、付託議件の審査を行います。

常任委員会終了後から12日木曜日まで予算審査特別委員会を開催し、各会計予算の審査を行いま

す。

13日金曜日は全員協議会を開催し、案件の協議を行います。終了後、議会広報常任委員会を開催し、付託議件の審査を行います。

16日月曜日から18日水曜日までは、議案調整日及び委員長の事務整理日とします。

19日木曜日は、午後から議会改革特別委員会を開催し、付託議件の審査を行います。午後3時から本会議を開催し、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、質疑、討論、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。

議案上程は単独上程、審議は即決を基本とします。条例制定案件の議案第7号から議案第9号までの3件は関連がありますので一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

辺地計画策定、変更案件の議案第20号から議案第22号までの3件は、一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、所管の産業建設常任委員会へ付託します。

過疎地域発展計画案件の議案第19号は単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、所管の産業建設常任委員会へ付託します。

令和8年度各会計当初予算案件の議案第30号から議案第37号までの8件は、一括上程し、提案理由の説明を求め、その後、9名で構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託します。

これ以外の条例制定案件の議案第6号、条例一部改正案件の議案第10号から議案第16号までの7件、条例廃止案件の議案第17号、村上岩船定住自立圏協定変更案件の議案第23号、指定管理者指定案件の議案第24号、工事変更請負契約案件の議案第25号、令和7年度各会計補正予算案件の議案第26号から議案第29号までの4件、以上16件は、それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

人事案件の同意1号及び同意2号についても、それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議員発議による発議案第1号は、単独上程し、趣旨説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

一般質問の通告は2月19日正午で締め切り、6名の方が本定例会議において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりです。所管の総務厚生常任委員会において審査をお願いします。

最後に、議員派遣は、4月から来年3月までに派遣が必要なものを一覧にして議長案件とします。

以上で報告を終わります。

○議長（小澤 仁君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。3番、

川崎さん。

○3番(川崎哲也君) 3番川崎です。議事日程の第39、発議案第1号に関して質問です。これを即決にした理由を教えてください。

○議長(小澤 仁君) 答弁を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長(近 壽太郎君) これは、この協議結果については運営委員会の総意であります。また関川村議会運営規程では、議会運営委員会の協議結果については議員はこれを遵守するということになっておりますので、これに従っていただきたいと思います。

○議長(小澤 仁君) これで答弁を終わります。そのほか質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) これで質疑を終わります。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表のとおり決定しました。

---

### 日程第3、諸般の報告

○議長(小澤 仁君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会議までに受理した請願、陳情は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の総務厚生常任委員会に付託しましたので、報告します。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和8年2月の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり挨拶と施政方針説明について申出がありました。これを許可します。村長。

○村長(加藤 弘君) 関川村議会3月定例会議におきまして、令和8年度の各会計予算案をはじめとした諸議案の審議をお願いするに当たり、村政運営に臨む所信の一端と施策の概要を述べ、議員各位並びに村民の皆様にご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

今多くの地方自治体の前に立ちはだかる共通の課題は、激甚化、頻発化する災害への備え、防災、減災への取組、そして急速に進行している少子化、人口減少の流れの中での住みやすく持続可能な社会の構築であります。

防災、減災対策につきましては、令和4年8月豪雨を踏まえ、まずは荒川流域の治水安全度のさ

らなる向上を目指して、国、県と協力しながら様々な取組を進めてまいります。

少子化、人口減少は、地域活力の低下や経済活動への影響、さらには集落における支え合い機能の低下につながります。この対応には総合的な取組が必要ですので、村の様々な施策の推進に当たっては、人口減少という課題を踏まえ、工夫を凝らしながら取組を進めます。

また、長期化する物価高騰に対しましては、水道料の減免や暮らし応援商品券の配布のほか、子育て世代や低所得者世帯にも配慮した対策を令和7年度補正予算において講じてきたところです。さらに新年度においても物価高が村民、村内経済に与える影響を注視し、村内経済を喚起させるための観光キャンペーン事業をはじめ、必要な対策を講じてまいります。

さて、村では、今年度から第7次総合計画の策定時期に当たりますことから、村で検討した素案を若手村民中心の27人の委員から成る総合振興審議会に諮問し、ご意見をいただき、外部団体の意見やパブリックコメントの募集を経て、当該計画を取りまとめたところです。令和8年度の主な取組につきましては、この総合計画の区分に沿ってご説明をいたします。

初めに、安心、安全な暮らしの確立についてです。

近年、全国各地で発生している災害を見ますと、日頃からの防災への備えや円滑、迅速な避難が重要であります。毎年実施しております防災訓練については、非常用持出袋の携行促進など、自分ごとの訓練となるように取り組むとともに自主防災組織を中心とした要支援者の避難対応など、公助はもとより、自助、共助の取組も推進をしております。

また、ハザードマップに対応した防災の出前講座を開催し、集落の特性や災害リスクに応じた住民避難などについて理解を深めていただき、防災対策につなげてまいります。新たな防災タブレットにつきましては、住民の皆様が円滑に利用できるよう丁寧に対応するとともに今後のさらなる利活用について検討を進めてまいります。

令和4年8月豪雨災害後の対応についてでございます。

特に甚大な被害を受けた高田地区については、前川・太田沢川の流域が特定都市河川に指定され、流域治水の考えの下で、河川管理者である県と調整を図りながら治水対策を進めているところです。国土交通省では、高田地区下流域において、荒川の流下能力向上のための河道掘削を実施し、また湯沢地区においては、砂防ダム建設に着手をしております。新潟県では、湯蔵川の護岸のかさ上げや流木捕捉施設の整備が完了し、既存の砂防堰堤のかさ上げについては、現在詳細設計が進められているところです。そのほか、土砂災害や浸水被害への対策が必要な地区につきましては、国や県と連携を図りながら取組を進めてまいります。

次に交通対策ですが、まず、JR米沢線の問題につきましては、JR新潟、山形両県等とも協議を進めてまいりました。まずは当事者であるJRの主体的な取組が不可欠であります。このことについては、既にJRにも申し述べたところであり、私としては、災い転じて福となすとなるよう新

潟県ともしっかり連携をしながら具体的な方向性を見いだしてまいります。

路線バスの運行につきましては、バス会社の運転員不足によって従来の運行が難しくなったため、昨年、大幅な見直しを行ったところです。引き続き、女川線、川北線はバス会社へ運行委託を行うことでバス路線を維持し、その他の地域においては、デマンドタクシーえぶり号を定時便として運航し、バスの代替といたします。また、えぶり号については、利用者ニーズを把握しながら充実を図り、村の公共交通としての利便性を高めてまいります。

次に、熊対策についてですが、去年は、北海道、東北を中心に熊の出没が多発し、村内でも多くの目撃情報が報告されました。村としては村民一人一人の安全確保が最優先でありますので、熊の捕獲等に必要予算をしっかりと措置した上で、猟友会と連携しながら迅速な対応に努めてまいります。また、昨年法制化された緊急銃猟に関しては、対応マニュアルに基づき、関係機関との連携及び訓練を実施し、非常時への備えを進めてまいります。

次に、地域産業の持続的発展の取組です。

初めに、村の基幹産業である農業についてです。去年は米の需給バランスが崩れたため、米価が急騰するなど混乱を招きました。米価は今年度も不安定な状況が懸念されます。こうした中で持続可能な農業経営を行うに当たっては、営農環境の整備が不可欠です。このため、圃場整備事業を促進し、女川地区においては早期の完成、また、鮎谷開田地区、大島沢田地区については、国県の補助事業の新規採択等、引き続き土地改良区と連携をし、農業生産基盤の充実に取り組んでまいります。

近年、新たな農業の担い手として、企業が大規模に村内の農地を借り受けるケースが見受けられるようになりました。こうした新しい取組に対しても農地をしっかりと保全した上で、持続可能な農業経営と農業従事者の所得向上につながるよう助言をしてまいります。

有害鳥獣の被害対策としては、電気柵設置補助や追い払い資材提供のほか、放置果樹の伐採なども支援をいたします。

次に、林業振興についてです。

村では、森林経営計画に基づき村が事業主体となって森林林業の施業に取り組むとともに森林林業分野におけるJ-クレジット制度への取組を進めるほか、森林環境譲与税などの財源を有効に活用し、村産材の利用促進など林業振興施策を推進してまいります。

観光については、観光振興計画に基づき、関係団体等とも連携を図りながら継続的な観光施策を推進し、にぎわいのある村づくりの実現に向けて取り組んでまいります。

国指定重要文化財渡邊邸は、村の歴史と文化財を象徴する拠点の施設です。この魅力を生かし、渡辺家保存会や周辺施設と連携をしながら、観光誘客につなげてまいります。

また、観光振興にはインバウンド需要の取り込みが欠かせない時代となっています。これまで民

間からの外部人材を活用し、村での体験コンテンツの造成や商談用動画の作成に取り組んできたところであり、今後はこれらを活用しつつ、インバウンド需要につなげる取組を展開してまいります。

次に、道の駅についてです。

道の駅関川は、温泉施設のほか、運動施設や文化財などが隣接する他に類のない恵まれた立地環境にあり、交通の要衝として大勢の家族連れなどににぎわっております。村民から要望の多いコンビニについては、ローソンさんの出店が決まり、この夏にオープンに向け準備が進められています。また、従来要望のあります飲食店の設置につきましては、旧あいさい市に飲食店を出店させることとし、早急に誘致を進めてまいります。これにより、道の駅利用者の満足度向上と併せ道の駅への新たな集客につながることを期待しております。

商工振興につきましては、引き続き商工会の運営を支援し、村内事業者の持続的発展につなげてまいります。また、インバウンド対策やキャッシュレス化、設備の省エネ化などに取り組む事業者を応援してまいります。

村内での起業は、新たな雇用を生むだけでなく地域資源の価値を引き出すなど、大いに意義があるものです。起業希望者の事前相談や起業のサポートなど、商工会と連携をしながら力強く後押しをしてまいります。

脱炭素事業についてですが、村では、公共施設における省エネ化や太陽光発電等の再エネ設備を設置し、順次運用を始めております。加えて、これら再エネ電源の有効活用と災害時における安定的な電源確保のために設置した自営線や蓄電池の運用を開始し、分散型電源によるエネルギーの地産地消を進めてまいります。

今後は、バイオマス発電を活用した取組について具体的な検討を進めてまいります。こうした中で、脱炭素事業の取組によって、民間企業が新たに村内に設立され、また、関連企業の営業所が村内に開設をされました。今後も豊かな自然や資源を活用し、脱炭素に寄与する事業を、地域活性化を念頭に置きながら展開してまいります。

次に、交流人口、関係人口の拡大と定住促進の取組です。

人口減少が進む中、地域活力の維持や地域経済の活性化を図るには、定住人口だけに頼るのではなく交流人口や関係人口を拡大していくことが極めて重要です。今後は、住民票はないものの、出身地や縁のある自治体を第二のふるさととして登録し、地域との継続的な関係を促すための国の制度としてふるさと住民登録制度が始まります。この機を逃すことなく広く制度を活用し、まずは村のファン、応援者を増やし関係人口の拡充に努めます。

さらに、集落やコミュニティー等において、地域おこし協力隊や集落支援員などの外部人材を活用することも地域活性化のために有効です。制度の周知、理解を広め、積極的に活用を促します。

また、近年様々な媒体により、関川村の情報や魅力が発信されるようになりました。引き続き、

SNSなどによって村の認知度を高めるとともに、移住、定住サポーターによる相談支援体制を整え移住、定住への取組を進めてまいります。

空き家・空き地バンクについては、年々登録者や売買、賃貸の件数が増えています。引き続き制度の周知を図るとともに集落支援員と連携をしながら新規物件の掘り起こしを行い、空き家・空き地バンクの充実を図ります。

また、住宅として活用が望めない空き家については解体撤去を促し、防災、衛生、景観などで周辺環境に悪影響を及ぼさないよう努めてまいります。

次に、切れ目のない子育て支援への取組についてです。

こども基本法等に基づき、子育て支援の総合窓口となるこども家庭センターを設け妊娠期から子育て困難を抱える家庭まで継続的に支援をいたします。

また引き続き学童保育や放課後子ども教室を運営し、放課後における児童の安全な居場所づくりと多様な体験を通じた人材育成を推進してまいります。

次に、健やかで生きがいを持って暮らせる地域づくりの取組です。

初めに健康づくりですが、今年度は健康づくりを総合的、計画的に進めるための指針となる健康せきかわ21の第三次計画が始まります。食生活、口腔が1つの柱。もう一つは身体活動、これが2つ目の柱です。そして3つ目の柱が、休養、喫煙、飲酒。この3つを柱としまして、住民自らがライフステージに応じた健康づくりに取り組む機運を醸成し、健康で生きがいに満ちた生活ができる地域を目指します。

特定健診やがん検診などについては、さらなる受診率向上を目指し、より受診しやすい体制づくりに努めるとともに健康リスクのある方に生活習慣の改善を啓発し、生活習慣病の発症や重症化予防の取組を促します。また、生き生きと生活するためには、体の健康だけではなく心の健康も重要です。適切な休養の取り方や相談窓口の周知、気づきや見守りができるゲートキーパーの養成を行うとともにハイリスク者に対しては関係機関と連携をし支援を行ってまいります。

次に、医療の確保についてです。

これまで務めていただいた診療所の医師が退職することになり、その後任となる医師の確保にめどがつかいましたが、当面は暫定的な体制となる見込みです。その間も患者の皆様にご不便をおかけしないよう努めてまいります。

社会福祉協議会との連携した取組についてですが、認知症や知的障害、精神障害などの理由から判断能力が十分でない方が、地域で安心して尊厳のある自分らしい生活が維持できるよう成年後見制度の利用促進を図るとともに包括的な相談、支援体制の構築を図ります。

また、重層的支援体制を整え、ひきこもりの相談など、関係機関とも連携し様々な対策や支援を講じてまいります。

ふるさと関川を愛し、誇り、学び続ける人づくりについてですが、少子高齢化が進む中での村の人、もの、ことなどの教育資源を生かし、子供たちが地域の人と積極的に関わり、進んで学び続ける人材の育成は、持続可能な村づくりの基盤です。急速に変化する社会に対応し、諸課題を解決する実践的な力を高めるよう、地域とともに歩む学校づくりを推進しながら諸事業を展開してまいります。

小中学校においては、目指す子供の姿であるふるさと関川を愛し、誇り、学び続ける子どもの取組として、幼児教育と小学校教育との円滑な接続のための架け橋期のカリキュラムを充実させるとともに小中連携の中核として、総合的な学習の時間を系統性のあるものに見直しを行います。

また、関川中学校では、災害時の避難所に指定されていることもあり、教育環境の視点も含め、特別教室等への空調設備の整備を行うこととし、小学校でも特別教室への空調設備の整備の検討を進めます。

現在、中学校が担っている休日の部活動については、昨年度発足した4つの地域クラブによる地域展開の取組を継続するとともに令和8年度から吹奏楽の地域展開についても取り組んでまいります。

村の文化財については、国指定重要文化財渡邊邸を核とし、旧米沢街道の町並みの保存を含めた文化財保存活用地域計画の策定を進め、文化財の保存と観光面などへの有効的な活用に努めてまいります。また、公益財団法人渡邊家保存会に対しては、文化財の適切な維持管理と組織の円滑な運営に向け指導、助言を行ってまいります。

次に、安定した行財政の運営のための取組です。

健全で安定的な行財政運営を行うためには、職員の職務遂行能力や意欲の向上、組織力の向上が重要です。県自治研修所や定住自立圏などが行う研修への参加を促進させ職員の資質向上を図ります。また、人事評価とそれに伴う管理職との面談により職員の成長や意欲の向上を促すなど、職場が活性化する取組を進めます。

また、最小の経費で最大の効果を上げるという行政運営の基本に改めて立ち返り生成AIを活用し、業務の改善や効率化に取り組みます。職員だけでは対応が難しい分野については、地域おこし協力隊や集落支援員、民間人材派遣など国の制度を活用し、外部人材を登用してまいります。

行政情報の発信については、広報紙やホームページに加え、SNSなど多様な媒体の活用が重要です。引き続き、必要な改善を加え質の高い情報発信に努めてまいります。

ふるさと納税は村の貴重な財源となるだけでなく村の魅力を全国に発信し、村を応援していただく関係人口の創出にもつながる意義のある制度です。令和7年度は、これまで最高額となる約8,500万円。これは、令和8年の2月末現在ですが、8,500万円の寄附を頂きましたが、引き続き、寄附の拡大に向けて工夫を重ねてまいります。

一番人気があり、またポテンシャルが高い返礼品は、関川産のお米です。供給体制を整えるとともに村のお米を利用させていただいている東京で行列のできるおにぎり専門店ぼんごさんなどの協力を得ながら、ブランド力の向上に図ってまいります。

また、物のほかに事にも注目し、農業体験などを返礼品メニューに加えたところであり、さらに返礼品を充実させインターネット上の寄附サイトでも工夫を凝らして情報発信を強化し、ふるさと納税の寄附金の拡大につなげてまいります。

新年度予算編成についてですが、令和4年8月豪雨の災害復旧工事の財源として多額の村債を発行しており、その償還が本格的に始まっております。また、道路や橋梁などのインフラ施設の老朽化に伴い大規模修繕が必要な状況です。加えて、長引く物価高の影響が顕著に表れているほか、各種システム経費などの固定費が年々増加をしております。こうした中であって、安全、安心な暮らしの確立や教育環境の改善、交流人口の拡大などの施策には予算を確保する一方で、緊急性のない新規事業は極力抑制をし、既存の事務事業も有効性の観点から見直しを行いました。今後も事業のさらなる選択と集中、事務事業の見直しを継続的に行うとともにふるさと納税など歳入増の取組をしっかりと進め、持続可能な行財政運営に努めてまいります。

上下水道事業については、人口減少により料金収入の減や施設の老朽化への対応が事業経営に大きな影響を及ぼしているため、昨年度、料金改定を行いました。今後も中長期の視点に立って事業経営を行ってまいります。

結びになりますが、村の総合計画に掲げます、豊かで住みよい活気のある村の実現に向けて、村民の皆様の声に真摯に向き合うとともに、村の先頭に立って施策の推進に全力で取り組んでまいります。

村議会議員各位はじめ、村民の皆様のご理解ご協力をお願いし、令和8年度の施政方針の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 以上で村長の挨拶と施政方針説明を終わります。

---

#### 日程第4、一般質問

○議長（小澤 仁君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は6名です。発言を許可します。

初めに、6番、加藤和泰さん。大枠1つ目の質問を許可します。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。よろしくお願いいたします。

近年、ChatGPTを初めとする生成AIの革新技術は、目覚ましく多くの自治体で業務の効率化や住民サービスの向上に導入され始めています。本村においても今後さらに深刻化する人口減少や心配される職員不足の中で、質の高い行政サービスを維持するためには最新技術を活用すべき

と考えます。

そこで、以下について村長の考えを伺います。

①生成A I の導入検討状況と活用の可能性について。

現在、国や他自治体では、議事録作成、広報誌の文章作成、補助金申請の自動案内などでA I が活用されています。本村において、現時点でA I 活用に向けた調査や研究、あるいは実証実験を行う考えはあるか。

②業務効率化による住民サービスの向上について。

A I の導入により、職員の定型業務（資料作成やデータ集計など）が削減され、その分職員が直接住民と向き合う時間や地域課題の解決に向けた企画立案に充てる時間が増えると考えます。村が、目指す持続的な行政運営においてA I をどのように位置づけているか。

③災害時の情報収集や住民への避難呼びかけの迅速化にA I を活用できる可能性はないか。

④A I 活用には、個人情報の保護や著作権侵害、情報の正確性といったリスクも伴います。導入に当たっては、職員が安全に利用するための活用ガイドラインの策定が必要と考えますが、現在の見解を伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、生成A I の導入検討状況と、活用の可能性についてです。

村では、今年度、文章の作成や要約などが無料で体験できる生成A I のサービスを職員が使用いたしました。この無料体験でA I を使用した職員からは好意的な反応が得られていることから、現在無料で使用でき、全国の自治体の情報を基に文章作成などができる生成A I のサービスの導入を検討しております。

一方で、生成A I がどのようなことに利用でき、どのように使用したらよいか分からない職員が多いことから職員向けの研修会なども開催し、利用促進に努め、職員の業務効率化につなげていきたいと考えております。

次に、業務の効率化による住民サービスの向上についてでございます。

業務の効率化や住民サービスの向上には、A I は非常に有効だと思います。A I の導入に当たっては、まずは諸課題を特定し、その課題解決にA I を導入することが、住民サービスの維持、向上に寄与するかどうか、職員の業務負担軽減につながるかどうかといったことを整理をし、どの部分をA I に任せるのかなど検討をしなければなりません。村では、今後こうした検討と併せて他の自治体の先進事例なども参考にしながらA I を活用していきたいと考えております。

3点目の、災害時のA I の利用についてです。

気象情報や河川情報をA I で処理して避難を呼びかけに生かせると、そういう可能性はあると思

います。しかし、災害時の利活用については、A I 導入における国県や村との役割分担の整理やA I 導入に適した事柄の整理など、今後研究する必要があると考えております。

4点目の職員向けのガイドラインの作成についてですが、個人情報や著作権については、それを保護する法令等がありますので、A I 導入に当たっては、これらの法域が侵害されないようにさらに職員の認識を深める必要があると思っております。また、A I で出力された結果に偽った情報や間違った情報、あるいは特定のことに偏った情報が含まれる可能性もありますので、このようなリスクに対応するためにも使用するサービスごとにガイドラインを整備する必要があると思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。今ほどの答弁をお聞きしますと関川村では、まだ日常業務でA I を活用していない検討段階かなということかと思えます。令和7年4月1日に策定の関川村D X推進計画の実行段階に移る重要な時期ではないかな、というふうに思うんですけれどもこの計画の推進内容の詳細にもA I ・R P A等最新技術の活用という項目があります。この中で、現状と課題、自治体業務が紙媒体等のアナログを基本とした業務となっているため事務作業に時間を要しているといった項目がありました。他の自治体の先行事例を基に行政サービスの充実、手入力の省力化、関連性のある作業への支援等の効果が見込めそうな活用事例を選定し、適応のための検討を行うというふうに記されています。この計画に沿って考えますと、計画があるわけですから、既に本来であれば何らかの検討がなされていなければならないのではないかなと感じますけれどもいかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 村長の答弁にもありましたように、生成A I で文章を作成するという無料体験版を今年度職員に使ってもらいまして、来年度にはまた無料で、この無料体験版とは別なシステムにはなるんですが、無料で使えて全国の自治体の情報を基に文書作成できるという、そういったシステムを導入したいということで、今検討を進めているところです。そういった、まずできるところから現在検討しているというところでありまして、また、職員の中にはほとんどといっていいと思うんですが、C h a t G P T自体もどのように使っていったらいいのか分からない職員がおりますので、令和8年度において、市町村総合事務組合で生成A I の研修会も計画されております。そういったところにまず職員を参加させて、そのA I の活用の可能性も研修してもらいまして、また、ほかの自治体の先進事例なども見た上で、関川村にどういった生成A I のサービスを取り入れていったらいいのか、職員の事務効率も事務改善もそうですけれども住民サービスの向上に向けてまた、今後も検討していきたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。

いろいろ研修等もあるというふうにお聞きしました。最近、いろんな業界で民間でもAIの研修みたいなのが結構あって、実は私自身も日常の自分の業務にいろいろ使わせていただいていたので、さっきお話ししたように文章作成だったり、会議資料の作成ですとかそれから効果的な集客ができるような旅行ツアーのタイトルを考えてみてよとかって言うといろんなことを考えてくれたり、そんなのもあって質問しているんですけども、もちろん我々議会としても例えば、議会だよりの紙面の構成ですとかそういったものに活用したりする中で、もう少しタイムリーに村民の皆さんに情報発信できるチャンスもあるかなというふうに感じていますし、今回質問させていただいたその目的としては、これから人口も減って行って、職員の皆さんの数も減っていったりということも考えられていく中で、有効的な活用を早めに検討していくべきではないかという意味合いを込めて質問させていただきましたので、その辺の取組を先ほど申し上げました関川村のDX推進計画の中にも記載がありますので、ぜひ加速化して検討していただきたいという思いであります。

答弁要りませんので、1点目の質問を終わらせていただきます。

○議長（小澤 仁君） これで加藤和泰さんの大枠1つ目の質問を終わります。

続いて、加藤和泰さんの大枠2つ目の質問を許可します。

○6番（加藤和泰君） それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

関川村観光振興計画について。

令和7年3月に関川村観光振興計画が策定され、1年が経過しますが、以下のことについて伺います。

①地域活性化起業人を採用し、観光資源の確認や関係団体で意見交換を行ってきたと思いますが、初年度の手応えはどうか。

②計画では、広域観光ルートでのインバウンドツアー受入れが上げられています。例えば、新潟空港から秋田や仙台に抜けるルートの中で、関川村の観光資源はどのような観光コンテンツとして位置づけ、海外の旅行会社へ売り込んでいくかお聞きします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） それでは、1点目の地域活性化起業人の初年度の手応えについてということですが、村では、3名の地域活性化起業人の受入れを行っておりますが、このうち観光関連では、昨年度からインバウンドの受入れと渡邊邸の活性化というのをミッションとして2名の起業人を採用しております。

まず、インバウンドの受入れについてですが、村内関係者の協力を得ながら、体験型コンテンツの造成に取り組み、商談用の動画16本を作成しております。これまで観光資源として活用されていなかったものが、村の魅力の一つとして体験型コンテンツに加えることができたことは、観光資源の掘り起こしという点で大きな成果があったと考えております。

また、採用直後から積極的に村内各地へ出向き調整等を行っていく中で、インバウンドの受入れに協力いただける観光業以外の村民の方々が増えたことも大きな成果と捉え、今後の発展についての可能性を感じているところでございます。来年度から海外での商談が始まりますが、地域活性化起業人の力を借りてインバウンドの誘客につなげていきたいと考えております。

次に、渡邊邸の活性化への取組についてですけれども経営面の見直しや新たな活用方法など、非常に難しいミッションではありますが、初めての取組としてクラウドファンディングも実施をいただいているところです。

また、新たな活用という点においては、渡邊邸の蔵も含めた部屋貸しを検討しているところでして、今後具体的に進めていく予定としております。これまでは主に渡邊邸内の見学がメインでしたが、地域活性化起業人の提案により、新たな活用について検討が始まったことに今後の可能性の広がりを感じているところでございます。

2点目の、広域観光ルートのインバウンドツアー受入れについてですが、本格的に村でインバウンド誘致に取り組むのは初めてですので、外国人観光客にとりましては、関川村自体がまだ知られていない場所であると思います。そういう中で、この村でしか体験できないもの、例えばさざれ石を見ながらのカヤック体験、あるいは、渡邊邸での浴衣をまとっての抹茶体験であるとか村のお母さん方との郷土料理作りの体験など、関川村ならではの強みを生かして村の魅力を海外の旅行会社に売り込んでいきたいと考えているところです。

また、教育旅行の受入れについても考えている中で、日本の教育制度6・3・3制発祥の地は、渡邊邸や学校と絡め、ストーリー性を持たせることで十分魅力あるコンテンツになると考えております。まだまだ知られていない関川村の魅力を生かし、海外の旅行会社に発信することで、インバウンドの誘客につなげられるよう取り組んでまいります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。16本の動画作成ということでお話がありましたけれども、すばらしい実績だなというふうに感じました。今後、それらをどのように活用して実際の観光客数であったり消費額につなげていくのかまず、お聞きしたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどの件についてですが、今回作成しました16本の動画については、観光用のPR動画ではなくて、海外旅行会社等の商談を想定したいわゆる営業ツールとして制作しております。具体的には、ターゲットとしているフィリピン及び台湾の旅行会社やインバウンド向け旅行商品を扱う事業者に対しまして動画を活用しながら村の自然や温泉、食、あと、それから体験コンテンツなどの魅力を紹介し、旅行商品として造成していただくということを目的にしております。また、動画を活用することで視覚的にも村の魅力をお伝えすることができると考えてお

ります。その結果として、実際の来訪者数の増加であったり、または宿泊、飲食、体験などの消費につなげ、地域経済への波及効果を高めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。確かに動画による目で見てというところは、すごくPRになると思います。

次に、来年度からの海外商談における具体的な数値目標なんかあったらどのように設定しているかお聞きしたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどの件についてですが、現時点では来年度からの海外商談におけます具体的な数値目標というものは設定しておりません。現時点では、インバウンドの誘客については、まだ昨年度から本格的に取組が始まった中で、まずは関川村の認知度の向上、それから旅行会社等との関係の構築、また旅行商品の造成など、基盤づくりのところは極めて重要であると認識しております。そのため、商談を通じまして村の観光資源を紹介して、旅行商品として取り扱っていただくための事業者の確保を目指して今、取り組んでいるところです。あわせて、旅行商品の造成状況など、いろんな状況とか今後の可能性を見極めた上で、具体的な数値目標の設定ということになるかと考えています。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。今回作成した動画コンテンツを先ほど私AIの質問をしたところなんですけれども、生成AIを活用して、例えば多言語化展開したり、SNSでターゲット広告に最適化していくといったこともできるかと思うんですけれども、こういった考えがあるかお聞きしたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今回作成した動画につきましては、多言語での発信であったり、あとSNSでの効果的な活用は、重要であると認識しているところです。こうした技術の活用につきましては、起業人が持つ専門的な知見と組み合わせることで、効果的な情報発信につながる可能性はあると思っております。現時点で、AIであったり、SNS広告のような活用は考えておりませんが今後、海外向けの情報発信を進めていく中で、動画の多言語化であったり、SNS広告の活用などを考えていきたいと思っております。また今年度、起業人の方が中心となって作成した動画につきましては、現在ユーチューブでも公開されておりますけれども、現在では、英字、英語での説明、後は字幕という対応をとっております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 広域観光ルートのお話をさせていただいたんですけれども、その中で、他の地域と差別化を図って、わざわざ関川村で足を止めるような理由をどういうふうに印象づけて、例えば、関川独自の滞在時間を延ばすような工夫、取組も必要かと思えますけれども、そのあたりの考えはいかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 広域観光ルートにつきましては、ご指摘のとおりほかの地域と差別化を図るところは非常に重要であると考えております。村には豊かな自然であったり、また温泉、食、それからこういった里山の景観といたしますか、また今年度造成しました体験コンテンツなど、都市部だとほかの観光地とは違う魅力もあると考えております。こうした資源というものを活用しながら村ならではの体験とか滞在の価値を発信していきたいと考えておりますし、また滞在時間の延長につきましても重要な視点であると考えておりますので、宿泊を中心に地域住民との交流であったり、それから今年度造成しました体験コンテンツ、こちらの方組み合せた上で、滞在型の観光につなげていきたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） そうですね、わざわざ関川村でという部分では、宿泊であったり、見学、それから食事も含めてなるべくこの村にお金を落としてもらえそうな仕組みが必要かなと思います。

あと一方で、起業人の方いろいろ関川村以外の周辺の観光地でしょうか、村上市だったり、胎内市だったり新発田市辺りまででしょうか、ルートづくりというんですか、その辺もいろいろ熱心なされてるなというふうに感じてるんですけれどもこれは考え方として、関川村で採用してる起業人なんですけれども広い視点でそういったところも後押ししていく村の考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。

○6番（加藤和泰君） ちょっと内容が合わないですか。

○議長（小澤 仁君） いや、大丈夫ですよ。答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） これまで、昨年からのインバウンドの取組につきましては、我々行政側も専門的なノウハウというところがやっぱりまだ全然不十分でありまして、この事業を進める上で起業人の力というのは非常に大きいと考えております。今後も、起業人が、主になってまた行政とも連携しながら何とかいい形に結びつけられるように後押ししてまいりたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 暫時休憩します。

午前11時01分 休憩

---

午前11時01分 再開

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。

休憩します。

午前11時01分 休憩

---

午前11時01分 再開

○議長（小澤 仁君） 加藤議員。

○6番（加藤和泰君） 聞き方が悪かったかもしれないですね。私が申し上げたいのは、関川村で採用してる起業人なんですけれども、起業人の方の動きを聞くと新発田市の観光であったり、胎内市の観光であったり、村上市の観光であったり、関川村を点ではなくて、一つの線としてでしょうか、そういう取組も目指してるのかなと感じて、それについては、関川村だけで進めてくれとかっていうのではなくて、広域的な視点で村としても進めてもいいですよというか、そういう後押しをされてるという考えでよろしいのかということです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） おっしゃるとおり、村が財源を出して、結果的に新発田市、村上市ばかりじゃないかと、それは私もそういう気持ちがあるので、お話ししたのは、呼び込むために様々な資源を生かして、この県北地域魅力があるので行きたいというための掘り起こしはいいと思うんですけども、我々が今目指しているのは、例えばもう、東京へ行って京都へ行って富士山を見てすぐ帰るという客ではなく、もう日本大分慣れて本当の古きよき日本を知りたいなど、しかもものんびりそこで長期滞在をしたいなという方が関川村でお金を落としてもらえということなので、起業人の方にも、来てもらうけれども泊まるのが新発田市や村上市で、関川村では渡邊邸見ただけだって、これは駄目だよという話をしていますので。あくまでも長期滞在を関川村でしていただき、その延長線上で様々な経験をされて、日本はよかったということでリピーターになっていただくのはありがたいことなんです。その辺をわきまえて対応してもらいたいと私も思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。逆に、新発田市を回ってきて関川村に泊まるんだよというのはあり得る話かなと思うので、その辺は、ルートづくりの中である程度許容していただければというふうに思います。新潟県全体が、冬場のスキー需要を除くとインバウンドで苦戦してるんじゃないかなというふうに感じてるわけなんですけれども、そんな中で関川村が戦略的に勝てる市場を絞り込んでいって、先ほどフィリピンとかってお話もあったんですけども、あんまり近くで

は聞かないエリアなんじゃないかなという感じがしますし、要するに他と競合しないような独自の路線をつくり上げていくことを目指してはどうかなというふうに感じるわけでありますけれども、そんな中で、ターゲットとなる国や地域を戦略的に絞り込んで、そこに予算と事業を集中投下していくべきではないかなというふうに私思うんですけども、最後にこの1点についてはできれば村長からお考えをお聞きして一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） これすごいな、実は、まずどういうターゲットに絞るかってすごく大事なことです。先ほども言いましたように、我々が目指しているのは、あくまでももう日本にはかなり経験があって、先ほど申しましたように、ゆっくり日本の田舎でのんびりしたいなと、長期滞在したいなという方をターゲットにしたいと。まあ言えば富裕層ですね。富裕層をターゲットにしたいと思ってますし、起業人の方は、いろんな場所、地理的にはフランス、ベルギーとかあの辺りだとか、オーストラリアだとか、様々なところを提案をいただいたんですが、その提案しているところにこれぐらい投資したら、これぐらいの要は経済効果がありますよということも含めて提案してもらったんです。ただ、様々なところにやみくもにしても、当たるか当たらないか分からないところに投資するのは何なので、私が言ったのは、要は起業人が旅行業を営んでいる人ですから、あなたが一番これまでで実績のある、自信のあるところ、まずそこにターゲットを当てて公費を投入をして実績を出してくれと。そのことによって成果が出れば、次のチャレンジ、次のチャレンジといけるんですけども、あまりにやみくもにオーストラリアもベルギーもしても、我々税金でしてるわけですから、しっかり成果を出さないと駄目なので、まずは、そういう自分の自信あるところで、実績を出してくれということの絞り込みの中で、今回ターゲットを絞ってきたわけです。今後、これが進展しますとまた新たな展開も順次進めていければなと思ってるところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

これで、加藤和泰さんの一般質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 休憩します。11時20分まで。

午前11時07分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、10番、鈴木紀夫さん。質問を許可します。

○10番（鈴木紀夫君） 10番鈴木紀夫です。

私からの質問は、関川村国民健康保険関川診療所の医師退職に伴う空白期間の医療提供体制と住民の安全確保についてです。

村の医療を守るという観点から関川診療所の体制維持について伺います。村の説明によれば、診療所の常勤医師が、本年2月末をもって不在となりました。10月には、新任の常勤医師が赴任されるとのことで、まずは後任確保とその間の代用医師確保に向けた当局の尽力に敬意を表します。新体制が整うまでの約7か月間、診療体制は週3日と大幅に縮小されます。これは、村民の命と健康を支える基盤が、一時的かつ長期的にわたり半分以下になることを意味します。この医療の脆弱期間をどう乗り切るのか具体的な考えを伺います。

まず、大枠1つ目に民間医院への負荷集中と連携についてです。現在、村内には民間の内科医院が1件ございます。診療所の機能が縮小すれば、当然、診療を希望する住民はその民間医院へシフトすることが予想されます。

これについて2つ質問します。

①診療所の縮小分、民間医院への患者集中による待ち時間の増大や医師の過重負担が懸念されますが、村として民間医院側とどのような協議を行いどのような協力、支援体制を構築されているか伺います。

②民間医院も休診となる時間帯や曜日において、急病人が発生した場合のバックアップ体制及び近隣市町村の医療関係機関との広域連携の現状について伺います。

大枠2つ目に移動弱者、高齢者への受診支援についてです。診療日が限定されることで、これまでの診療リズムが崩れ、通院が困難になる高齢者が増えることが危惧されます。

そこで2点伺います。

①村外の医療機関への受診が必要となるケースが増えることが予想されますが、自家用車を持たない高齢者等のためにデマンドタクシーの運行を診療時間に合わせて柔軟に調整するなど、移動支援を強化する考えはないか伺います。

②診療所が閉まっている医師不在の時間帯でも、電話相談や、受診先の案内を適切に行えるよう、看護師や事務職員によるコンシェルジュ機能を維持すべきと考えるが、見解を伺います。

大枠3つ目に、将来に向けた持続可能な医療体制の構築についてです。

今回の事態は、医師1人に依存する地域医療の危うさを浮き彫りにしました。これについて2点ほど伺います。

①10月に赴任される新任医師が、地域医療に専念し長く定着していただけるよう、事務負担の軽減やICTの活用、多職種連携といった、医師が働きやすい環境整備を具体的にどう進めるのか伺います。

②将来的な医師不足を見据え、オンライン診療の導入や、民間医院と診療所とのより恒久的な役割分担について検討を開始する時期ではないか。村長の所信を伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 鈴木議員のご質問に順次お答えをいたします。

1点目の、村内内科医との協議や支援協力要請についてですが、平田医師の退職により、今月3月から9月までの間、月水金の週3回の開院となります。整形の患者さんは他院に紹介状をお出しをしましたので、残る内科の患者さんへの対応となります。内科の患者さんについては、診療所の週3日の診療でおおむね対応できると思いますが、これを契機に、かかりつけ医を他の医院に変更される方もあり得ますので、こうした状況について、佐藤医院や坂町病院にご説明をし、ご理解をいただいたところでございます。併せて佐藤医院には、特定健診でもさらにご協力をいただくということになっております。急病人の対応につきましては、夜間休日の診療は村上市に委託をしており、村上総合病院や救急急患診療所で対応をお願いをしております。

広域連携としては、坂町病院活性化協議会や村上岩船地域医療懇談会で定期的な意見交換を行っているということでございます。

2点目の、移動弱者、高齢者への受診支援についてでございます。

まず、デマンドタクシーの強化についてですけれども坂町病院などの荒川地区での受診については、現在運行しておりますデマンドタクシーに坂町便がございますので、カバーできるものではないかと考えております。村上市や胎内市方面への対応としましては、JR米坂線の代行バスに乗るためのデマンドタクシーの運行拡充について調整をしているところでございます。引き続き利用者の実態把握に努めながら運行事業者と調整をし、利用者しやすい運行に努めていきたいと思っております。

次に、コンシェルジュ機能の維持ということでございますけれども、平日であれば、診療所の休診日でありましても看護師や職員が勤務をしておりますので、電話相談などの対応は可能な状況となっております。

次に、3点目の将来に向けた持続可能な医療体制の構築についてですが、まず、医師が働きやすい環境整備ということでございます。医師の事務負担の軽減やICTの活用として電子カルテを導入をし、過去の検査結果等も診察室で確認できるようにしております。今後も着任される医師のご意見をお聞きしながら機器をどう更新するかなど、お医者さんの働きやすい環境整備に努めてまいりたいと思っております。

村内の医療体制の検討についてですが、東京都など都市部では、早晚医師が過剰になると言われており、今後、待遇次第ではありますけれども地方での医師は確保しやすくなるというようなお話もお聞きをしておりますが、一方で、村内人口は減少し続けており、患者数も減少する将来を見据えて、持続可能な医療体制の在り方というのをいずれ関係者とも意見交換をしながら考えていかなきゃならないなと思っているところです。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

地元民間医院について、調査させていただきました。そうすると、割と職員が足しげく通っていただいて、連携体制、非常にうまく構築してるなというような印象を受けました。ただ、民間医師の方ですけれどももう年齢も60半ばぐらいで、本人はコロナのパンデミックの状態を乗り切ったということで非常に自信になっておられて、まだまだ大丈夫ですとは言っておられますけれども民間医院ももう60歳半ばになるとそろそろ後任の方をいろいろ考えていかなくちゃならないのかなと思ってる所なんですけれども。そういったことで、もう少し地元の民間医院の軽減というんでしょうか、できないものか。あと、今の診療所から診療所も今週、先週からですか、こういった体制になったということで、地元の民間医院が非常に混み合ってるというような状況です。その辺の解消に向けた取組だとかは、こちらの方では考えはございませんか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民福祉課参事。

○健康福祉課参事（須貝博子君） 民間医院さんへは、診療所の状況をご説明しましてご理解をいただいているところです。診療所では、3月から予約の患者さんに加えまして、予約外の方、日々、数には変更ありますが5名ほどを受け入れまして、順調に診察を行っている状況となっております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 今非常に混んでいる状況で、本来であれば民間医院で解消しなければならぬところではあるんですけれども、そちらの全ての患者をシフトしたりするのではなくて、そこ以外にもシフトできるような医院の体制というのは整えてなかったのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（須貝博子君） 内科で関川診療所に受診されている患者様の中で他院に移られた方もいらっしゃいますが、移り先につきましてはご本人やご家族の意向によりまして決めておりました。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 今現在まだ1週間しかたっていないということで、先月までの診療の受診者の数を現状把握できないかと思いますが、今の患者の数というのはどの程度の推移があったものでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（須貝博子君） では、患者さんの人数についてですが、保険診療での人数になりますが、1月で678人、2月で630人の患者さんが来られてました。今後、診療所で受診を継続される患者さんの数につきましては、2月末での3月以降の予約の数がおよそ450人ほどとなっております。今後継続して診療所を受診されると見込んでおります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　ということは200人ぐらいしか他の医院に異動してないというようなことで、450人はこのまま継続で週3日体制でされていくということによろしいですか。

○議長（小澤 仁君）　答弁を求めます。健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（須貝博子君）　月によりまして患者さんの数は動いておりますが、大体、およそ200人ほどがよそに移られたと考えております。今後の診療体制につきましては、残られた患者さんですが、薬の処方日数は患者さんそれぞればらつきがありまして、毎月1回必ずおいでになるということでもありませんので、今現在想定している予約枠の中で患者さんを受け入れることができると考えております。

○議長（小澤 仁君）　答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　分かりました。今診療所が平日2日休みというような状況になってるということで、予約して来られるような方はいいんですけども、発熱だとか、急な受診を希望される方、例えば発熱でタクシーで来た場合、それを休むときの対応というのはどういった形になってますでしょうか。

○議長（小澤 仁君）　答弁を求めます。健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（須貝博子君）　発熱などの患者さんにつきましては、コロナ以降事前予約制で受診をお願いしますということを患者さんに周知しておりまして、ほとんどの方が電話であらかじめ問合せをいただいて何時に来てくださいというような形でご案内をしております。当日来られた患者さんがいらっしゃった場合なんですけれども、診療所が休診の場合は、看護職員がその様子を伺いまして、他の受診先についてご相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君）　答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　自分が考えてるのは、自家用車で来た方はいいですよ。ただ、当日熱が出てタクシーで来た場合、例えば、民間の個人医院の方に行ってくださいとなった場合、あそこは外で待たされるんですよ。そういった高齢者はどういった対応で、外で待てばいいのか。もしくは診療所で待機させてもらえるのか、その辺をお聞きしたかったので、もう1回質問させていただきます。

○議長（小澤 仁君）　答弁を求めます。健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（須貝博子君）　休診日につきましては、ほかの患者さんもいらっしゃらないことから、診療所内でお待ちいただくことは対応可能と考えております。

○議長（小澤 仁君）　答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　あと、デマンドタクシーについてですけども、現在3名体制で2便が出ていますが、答弁では、全然それで対応できてますよというようなことでしたけれども、200名の方がよその診療所の方に移された場合、デマンドタクシーの方は全然増えないってことで、大丈夫で

すか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今回診療所の方で、村外の病院に紹介状を書かれた方がいらっしゃるというお話でしたけれども、私が診療所の方に確認したお話の中では、例えばですけれども坂町病院であったり、中条中央病院であったり、紹介状を書かれた際にも、特段、あまり困るというようなお話は少なかったというふうに聞いております。ただ、例えばですけれども、中条に紹介された後に、近場がいいという場合は坂町の方に回したりという話の方も聞いてます。

デマンドの方についても、特段まだこれ体制が3月1日からですので、そんなにまだ実績としては、特段混み合っているとかという話の方はまだ私の方では聞いておりません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） デマンドタクシーはもう時間が決まっていますので、それに対して乗っていきけるんですけども今自分も危惧しているのは、やはり急患ですけれども、そういった形にはデマンドタクシーは対応できないというようなその時間対応ができないというようなことで、医療用のライドシェアというんでしょうか、この期間だけでもそういった考えはございませんか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 現時点でライドシェアの導入というところまでは具体的にまだ想定はしておりません。ライドシェアを導入すると、例えばですけれども運転士さんの確保という問題であったり、財源の問題であったり、いろんな課題があると思います。ただし、今後医療に限らず地域の公共交通を維持していくという点においては、ライドシェアの導入の可能性というのも検討していく必要があると考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） ありがとうございます。考えていただけるようなので、期待して待っています。

医師のあと、軽減というところで、ICTの活用だとか電子カルテ等というようなお話もございましたけれども、今のデジタル田園都市国家構想交付金というものがありまして、それを使って、医療Ma a Sとってバスに、バスというか車に看護師を乗せて、そういう中で診療できるような状況で患者のところまで行って、患者を乗せて、オンラインで診療することが可能なのがありまして、近隣でも導入を検討されてるようなところが出てきているということですのでけれども、こちらの方では導入の考えとかはございませんか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 今の医療Ma a Sにつきまして、我々の方でも情報、来年度に向けた取組として情報が入ってきております。私達としても考えていきたいところではございますが、まずはそちらの先行の自治体の情報を集めて、それからどのような体制でいくかを調査していきたい

いと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 具体的にどの自治体だとは申し上げませんが、それを進めてるということで、いつぐらいに調査が始まるというんでしょうか、状況が確認できるというような時期的な問題ですけども、教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 我々の得ている情報では、令和8年度から始めたいというふうな情報が入っておりますので、逐次、いつからというよりは、始まってしばらくたった時点で、その自治体に情報をいただきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それも期待して待っています。

それでは、今回新しく赴任される医師は、救命救急において、かなりのスキルをお持ちの医師というふうに聞いておりますが、実際採用されたときに面談されたと思うんですが、どういった印象を持たれ、どういった医師だなというような感想があったか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 10月から採用いたします医師につきましては、私も面談をいたしました。まだ若いといえますか、40代ぐらいの方でして、非常に真面目で使命感のある方です。患者さんの評価は実際着任してもらわないと分からないんですが、私としては好印象を持ちましたし、今議員がおっしゃったとおり、救命救急のスペシャリストということで、その上司の方とも私はお話をしたんですけども、新潟県の中でも救急救命に係る本当のスペシャリストだということで、診療所機能だけじゃなしに、救命にも大いに役立ってもらえる人材と期待いたしてるところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 最初の答弁で、人口減少を続けており、患者数も減少すると、そういった将来的なものを見据えなければということがございましたけれども昨年10月に臨時会議のときに、人口が減少していく中、診療所の将来的構想についての考えはという質問に対して、どこまで診療所の機能を持たせるかはか確保する医師にもよると。診療所も厳しい状況になるということを考えることから、人件費や設備を増やしていく状況ではないというような答弁がございました。確保する医師にもよるとということなんですが、今回、そういったスキルのある医師が赴任されるということで、そのときの答弁と今また考えは変わったかどうかお聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 基本的には変わってないんですが、要は私が申し上げたのは、先ほど言いましたように、医師の数というのはもう早晩東京が余ってしまうという中で、募集をかけると地方で

も来ます。そんな状況なんですけど、一方で人口がどんどんどんどん減っていくと。出雲崎町は無医村になったという話聞いてますけれども、関川村は、今幸いなことに医院が2つあると。2つの体制が果たして持続可能かどうかというのを我々考えなきゃなりませんので、民間医師との関係で、どういう形で、診療所があるのかというのは将来考えなきゃならないと。診療あんまり頑張り過ぎて民間医師の経営を圧迫することもできませんし、かといって医師不足で村民が医療にかかれなくてということもあってならないのですね。その辺はしっかり考えていきたいと思ってます。

ただ、医師にもよりますというのは、お医者さんの能力、スキルによって、例えば前の先生は整形結構得意でしたもので、整形もできればあんまり遠くに行かないで、特に整形ですから移動が大変な方もおられますから、そういった方も面倒見るといって医師であれば、それなりの設備ということも考えなきゃならないので、その辺は、来られるお医者さんと十分お話をして、先生がどこまでどんな形で診療していただけるかということ聞いた上で、我々としてどう対応するかということを考えていきたいと思ってます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） ありがとうございます。私からは、これから診療所運営がうまくいくように期待しながら質問を終わりたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 次に、8番、菅原 修さん。質問を許可します。

○8番（菅原 修君） 8番、菅原です。

私の方からは、令和7年12月定例会議において、有害鳥獣対策について質問したが、その際の質問に対する村長等の答弁に関して追跡質問を行います。5点にわたってありますのでよろしく願いいたします。

1点目、緊急銃猟制度に関して、今後関係者で集まり研修や訓練等を実施するとのことであったが、研修などは実施されたのか。

2点目、緊急銃猟時の消防団の協力に関して、消防団の活動として緊急銃猟に協力可能なのか今後検討するとのことであったが、検討したのか。

3点目、有害鳥獣対策の担い手として集落支援員などの制度の活用を含めて検討を始めたとの答弁であったが、支援員配置や制度活用の進行状況はどうであったか。

4点目、銃やロッカーなど装備品購入に関して、支援の充実を考えているとのことだったが、装備品購入の補助などの支援をするのか。

5点目、狩猟免許・銃所持に係る手続きが複雑なことから、村では、手続きを分かりやすいようにマニュアル化を含めて整えていくとのことであったが、マニュアル作成は進んでいるのかを伺います。よろしく願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 菅原議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、緊急銃猟制度に関する訓練などの実施状況ですが、先月2月27日ですけれども、目撃情報を受けて、緊急銃猟の実施に至るまでを想定した机上訓練を農林課と総務課が合同で実施したところです。今後は、専門家に指導していただきながら、関係機関も含めた実地訓練を計画をしておるところでございます。

次に、緊急銃猟時の消防団の協力についてですが、消防庁の消防力の整備指針の中で、消防団の業務に地域の実情に応じて特に必要とされる業務とあることから、緊急銃猟時における消防団活動も可能であると判断をしたところです。村としましては、緊急銃猟時の状況に応じて、近隣住民の避難誘導などに消防団の協力をお願いしたいと考えており、3月の消防団幹部会議などで協力要請を行うこととしております。

なお、消防団の招集を含め、指揮監督は消防団長が行うことから、実際に消防団の協力をいただく際には、団長と協議の上、協力を要請することとなります。

3点目の、有害鳥獣対策の担い手として集落支援員制度などの活用についての検討ということでございます。当初は、集落支援員として、猟友会員も含め村内からの募集を考えておりましたが、猟友会の皆さんとも相談したところ、応募者のめどが立ちませんでした。そのため、現在は地域おこし協力隊員の募集を始めたところでございます。

4点目の、銃やロッカーなど装備品購入の支援の充実についてです。令和8年度において新たな助成制度を設けることとし、当初予算において計上したところです。この後にご審議いただきますのでよろしくお願いいたします。具体的には、初めて銃やロッカーを購入される方を対象に、補助率50%で上限額20万円という制度になっております。

5点目の、猟銃免許、銃所持の手のマニュアル作成についてですが、免許取得に関する問合せがあった際の職員対応マニュアルを作成をしております。このマニュアルは、猟銃の免許取得や銃の所持に必要な手順や手順、村や県の補助制度などを整理したものとなっております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） それでは、全てというわけじゃないですけれども、1点目の緊急銃猟時に関して、今後関係者で集まり研修とか訓練等を実施するのかという、これはですね、去年の9月の定例会議でも川崎議員の方からも質問をされたことだと思うんですね、12月定例会議で私も質問しております。それで、まだ、いまだにこういうことが開かれてない、役場内ではしているのかもしれないですけれども、これはどう考えるんですか。ここ、いつ何があるか分からないので、このところ早めにやって、我々も猟友会としても、また、いろんな部分でいろんな役割分担があると思うので、ただ出てくれとって撃てるものでもないと思うんで、その辺のお互いに関係者同士でしっかりと話をすることが大事だと思うんですが、どう考えてるんですかね。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ご指摘のとおり、9月で緊急銃猟が制度が開始されまして、そのときに、関係者が集まって一堂に会した研修会を考えておりましたけれども、ご存じのとおり9月以降熊の出没が多発いたしまして、正直なところ訓練をする時間が取れなかったというところがございます。村長の答弁もありましたけれども、今後というところなんですけれども、少し遅れてしまって申し訳ないんですが、令和8年度予算を取って専門家のアドバイスもいただきながら、訓練の方を現地訓練という形で実施していきたいというふうに考えておりますし、その時期については少なくとも夏ぐらいまでにはしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） 少し遅いんじゃないですかね。先月も幾地の方でイノシシが小屋に入ったということで、もう下手するといるのであれば緊急銃猟かかる状態だったわけですよね。そういうこともあるので、熊だけじゃなくてイノシシにも対応しなきゃならない。何かあったときに何の話し合いもなかったらどうしようもないんです。どこまで誰が責任を持ってやるのか、その辺のところも全然分からないわけですよね。そういうことをやっぱり、きちっとみんなで集まって関係機関でしっかり検討していくことが大事だと思うんですが、村長この意見どうですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 菅原議員の今お話よく理解いたしました。できるだけ早く関係者が集まって対応したいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） 分かりました。よろしくお願いします。消防団も一応活動できるという、2点目の活動できるということなので、またこういうことがあったら要請をお願いしたいと思います。

また、3番目のこの集落支援制度、地域協力隊ということで村の方では検討されているということなんですが、これもなかなか、村外から募集して、村外の方に何年かかけて狩猟免許取らせたりなんかするのに、時間がかかるわけですよね。それで、根づいて村にずっといてくればいいけれども、途中でやめられたらもう、我々もせっかく面倒を見てそれで終わりですからね。それが本当にいいものなのか、それとも今いる猟友会かまた地元の方々に集落支援になってもらうのがいいのか、この辺をもう少し煮詰めて検討をお願いしたいなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 菅原議員の方からご発言ありましたとおり、できれば私達も集落支援員、地元の方からという形で望んだところがございますが、なかなか該当者がいらっしゃらなかったところがございますので、まずは地域おこしという形で協力隊を募集をしております。そういうよう

なことで、もし集落支援員になられそうな方がいらっしゃるようであれば、また地域おこしに限らず、そういう方がいらっしゃればお声がけをさせていただきたいと思ひますし、お話をいただければというふうに思ひます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） 分かりました。これはまた猟友会の方でも検討してみたいと思ひます。よろしくお願ひします。

4番目です、銃やロッカーなどの装備品購入に關しての補助金ということで、これはすばらしい内容だったと思ひんですが、理解できることで、これからやる人には本当にいい制度ではないかなと思ひます。よそでもこれだけ補助金をつけてるところはないので、これは評価できる内容ではないかなと思ひます。ただ、1点だけこのことに関して、猟銃を10年間持つとライフル銃の購入が可能になるんですよね。10年の経験が必要なんですよ、猟銃。そのときにこの制度を使えるものかどうかお願ひしたいんですが。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） このたびの、新規に策定した補助制度でございますけれども、新規に担い手になる方の経費的な負担を軽減するということでは、銃を持つときのハードルを下げるといふ意味で創設させていただきました。今ご質問のありました、10年後ライフル銃が使えるようになったときといふところについては、要望がどれだけあるのかまだ分からないところもありますので、またこれから猟友会の皆様方と相談をしながら、必要であれば制度化していくといふふうになるかと思ひます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） 分かりました。恐らくライフルを持つといふことは、有害鳥獣にしか利用できないので、ぜひお願ひしたいです。我々のように、持っている人はいいんですけども、これから始めたいといふ人に負担がかかると思ひますよね、協力しようといふときに幾らかでもそういう部分で協力してもらえるのであれば、持つ人も増えるのではないかなと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、5番目のマニュアルはどこまで今検討されてるのかの疑問ですが、これは新年度からこういふ制度でのマニュアル化がもう検討されてるといふことなんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのマニュアルにつきましては、役場の方でのお問合せがあった時や銃を持ちたいといふ方が来られたときの事務の対応マニュアルでございます。村の方では国、県等の手続の關係、そういったものがいろいろと変化しているところでもございますので、一概にこれが正解だといふようなマニュアルではなくて、まずは予備講習を受けてからといふ形になろう

かと思しますので大枠の説明をするようなマニュアルを作成し、説明する体制を取っております。  
以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） 分かりました。いろいろお話し申しましたけれども、いろんな部分でまだ協力してもらいたい部分、またやっついていかなきゃならない部分、猟友会にもいろんな部分で負担かかっているとありますが、猟友会の皆さんも協力してくれるということなので、ぜひ早めの対応お願いしたいと思います。よろしく願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで菅原 修さんの一般質問を終わります。

休憩します。13時10分まで。

午後0時02分 休 憩

---

午後1時06分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問順次4番、川崎哲也さん。質問を許可します。

○3番（川崎哲也君） 3番川崎です。

通告に従いまして、私からは主権者教育の充実と若者の村外流出対策について伺います。

子供たちの社会の担い手（主権者）として必要な資質と能力を養うことを目的とした主権者教育について、18歳選挙権の導入や成人年齢の引下げなど、法改正以降、小中学校での主権者教育の重要性が増しています。

主権者教育は、単に政治、社会の制度や仕組みを知識として教えるだけでなく、実際に学校運営や地域づくり、地域の課題解決などに主体的に取り組ませることが重要です。それらの取組を通じて、子供たちは、社会参加や社会貢献の大切さや喜びを体験するとともに、地域とのつながりを実感し、地域の歴史、文化を理解し、我が村意識、ふるさと愛を育むことにもつながります。

村では、若者の村外流出が課題となっていますが、小中学生のうちに、主権者教育を通じて地域の担い手としての意識と資質、能力を養い、また、ふるさと愛を育むことで、若者の村外流出の対策になると私は考えています。

このことを踏まえ、村の主権者教育について4点伺います。

①主権者教育に関してその目的、目標、手段、成果は、村内の関係者間で共有され、理解されているか。

②村内の小中学生において今現在どのような主権者教育が、どの程度（授業時数など）行われているか。

③村内の実際の地域課題を授業に取り入れているか。

④主権者教育の成果をどのように評価しているか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 川崎議員の質問に、順次お答えをします。

初めに、1点目の、主権者教育についてその目的、目標、手段、成果は村内の関係者で共有、理解されているかについてです。主権者教育の目的は、議員ご指摘のとおり、政治や社会の制度の仕組みを知るだけではなく、地域の諸課題について自分で調べたり、仲間と話し合ったりする思考力や判断力を養い将来の主権者としての素養を身につけることが重要であると考えます。村を支え担い手となる子供たちが、身近な地域に関心を持ち具体的に行動する態度形成も欠かせません。教育の実際は、主に社会科、総合的な学習の時間、学級会、児童会や生徒会活動などで展開されています。村では、本年度学びが連続する小中7年間の総合的な学習の時間の単元配列表を小中の関係者で集まり、活動の狙いや方法について情報や意見交換をして相互理解を深めているところでございます。ただし、主権者教育を前面に出したものではありませんので、今後、意識づけを図っていきたいと考えております。

次に、2点目の村内小中学生にどのような主権者教育が、どの程度、授業時数など行われているかについてです。関小学校では、教科では、小学校3年生の身近な地域調べ、4年生のまちづくり等に関すること、6年生の共に生きる暮らしと政治の単元でそれぞれ6から7時間程度。中学校では、2年生の歴史的分野の欧米の市民革命、自由民権運動、大日本帝国憲法、普通選挙の実現、戦後の民主化と日本国憲法の学習内容でおおむね10時間程度、3年生の公民的分野で、私たちの暮らしと現代社会、個人を尊重する日本国憲法、私たちの暮らしと民主政治、三権分立や選挙制度の具体、地方自治、住民参加などでおおむね25時間程度学び政治に関する知識や理解を深めます。また、総合的な学習の時間では、小学校3年生の関川のよさ、課題の発見で25時間程度、6年生の関川村をPRしようでは、身近な地域の実証調査し、探求して、50時間あまりを学習し、思考力や表現力を高めています。中学校では、毎年夏の大したもん蛇まつりの担ぎ手として参加し、地域おこしに貢献しています。このほか、中学校では生徒会活動を通じ、学校生活の諸課題を自分たちで解決をしたり、学級討議や生徒総会等で話し合いの方法を身につけたり、合意形成を図ったりしています。また、選挙管理委員会の協力の下、自分たちで生徒会役員の選挙や投開票を行ったりして、将来の主権者としての素養を高めております。

次に、3点目の村内の実際の地域課題を授業に取り入れているかについてですが、小学校では6年生の社会科の時間で、6月、村の人口減少の課題について追及し、村の職員や村長をゲストティーチャーに招いて村のよさ、あるべき姿を学び自分たちにできるアイデアを練り上げ村外の人に紹介する活動を行いました。中学校では、総合的な学習の時間で高齢者福祉、防災、村の自然、食や

伝統文化に触れる場面で諸課題を学び例えば、福祉施設で3年生が合唱を披露したり、全校生徒が大したもん蛇まつりの担ぎ手で参加したりして、地域の一員として社会貢献活動を展開しております。

最後に、4点目の主権者教育の成果をどのように評価しているかについてです。教科の学習では、政治的な知識理解は主にペーパーテストで習得状況を図ります。思考力や表現力、判断力等は、作文、レポート作品などから力を推しはかります。また、ポートフォリオ評価としてその都度学習の履歴を蓄積して、その子がどのように成長したかを見取ります。また、自己評価や総合評価で自分自身のよさに気づかせたり、自信を持たせたりしています。大事なものは、評価の結果を基に教師自身が自分の授業をどのように改善するかどのように子供たちに働きかけるのかを振り返って次に生かすということです。

以上、主権者教育は、すぐさま若者の村外流出に結びつくものではありませんが、しかし、議員ご指摘のとおり、様々な取組を通じて、地域とのつながりやよさを実感することで、村の未来を切り開く力を育てていくと考えています。同時に保護者や地域の方々が、子供たちの手本となるよう村のよさを語り、伝統文化を守り、積極的に関わっていく姿勢が、村を愛する子供を育てるというふうと考えております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。答弁を聞きまして、関川村では主権者教育にその重要性をしっかりと理解されて小中学校での取組をされてるということが分かりました。

再質問なんですが、まず、この主権者教育という言葉が、文科省のとおりだとすごく、その目的が長くなってしまいますので、再質問においては、主権者教育というのは、社会科とかふるさと学習、それから総合学習なども含めて、地域の担い手育成という言い方で再質問させていただいても差し支えないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 教育長。

○教育長（津野庄一郎君） お願いします。承知をいたしました。

○議長（小澤 仁君） 川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。では、まず1つ目なんですが、村の主権者教育は、関係者で話し合いなどしているということなんですが、小中学校の関係者とは具体的に誰のことなのかをお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 小学校では、主に総合的学習の時間の主任、教務主任、中、高学年の学級担任、児童会の担当、中学校では社会科主任、総合の主任、生徒会担当です。学級会の活動を踏

まれば、それぞれ学級担任がそれに当てはまります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） では、学校外の方というのは関わっていないということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 学校外の方という意味合いにおいては、学校運営協議会の方々等がそれに関係しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） では、学校内の関係者と例えば学校運営協議会の方々で、主権者教育の目的とか手段などそういうのがちゃんと理解、共有されているということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 学校と地域、家庭をつなぐ活動表などの一覧にありますように共有をされているというふうに捉えています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。では、答弁の中の具体的なことに関して再質問させていただきますが、まず、学びが連続する小中7年間の総合的な学習の時間の単元配列表とは何でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 単元配列表実物は、このようなものでございますけれども、学習内容と活動のまとまりを指します。それを小学校3年生から6年生、中学校の1年から3年生まで、環境、福祉、地域の諸課題についての学びを時系列に配列したものでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） では、今それに準じて授業が行われているということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） お願いします。そのように捉えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 単元配列表を使って地域の担い手づくり育成の授業をすることによって、実際にどのように子供たちが変わっているとか、そういうところは評価されているでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 教職員、子供たちがふるさと関川を愛し誇りに思うと、その村のためにできることをどう実践していけばいいかという具体的なイメージをこの配列表を基にしながら教職員と共有することができます。また、学年を進むにつれてどのように学ぶかという見通しが持てることも配列表の意義であるというふうに捉えています。

- 議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。
- 3番（川崎哲也君） また最初の方に戻るんですけども、主権者教育、ちなみに誰が中心となっていて行っていますか。
- 議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。
- 教育長（津野庄一郎君） 趣旨確認をお願いします。
- 議長（小澤 仁君） 教育長より趣旨確認権の申出がありましたので、これを許可します。教育長。
- 教育長（津野庄一郎君） お願いします。誰が中心にというのは、こういった立場の人を指しているればよろしいでしょうか。村なのかあるいは学校なのか、そこを確認をお願いします。
- 議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。川崎さん。
- 3番（川崎哲也君） 主権者教育に取り組んでいるのは、学校の先生だと思うんですけども中心となる人がいるのかどうかです。
- 議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。教育長。
- 教育長（津野庄一郎君） お願いします。まず、先ほど申しあげましたように校内の中においては、先ほどの担当者がそれに当たります。また、地域と学校を結ぶという意味合いにおいては、教育課に地域コーディネーターというのが1名おりますので、その方を中心にしながら地域の、例えば事業所等結びながら主権者教育に関わる学習内容を教職員と一緒にやっていくという取組をしております。
- 議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。
- 3番（川崎哲也君） 今確認したのは、実は今、教育長がおっしゃられた地域コーディネーターというものを提案しようかと思いついて、他市町村ですけれども地域コーディネーターが中心となって主権者教育カリキュラムとか、あと、外部の人と学校をつなぐとか、そういう役割をしてるので、その関川村にもいらっしゃるといことなんです、地域コーディネーターの方が中心となっていて行っているということよろしいでしょうか。
- 議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。
- 教育長（津野庄一郎君） おっしゃるとおりです。
- 議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。
- 3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

あと、質問の2番の答弁になりますが、小中学校における具体的な取組、時間数については理解しました。それぞれの取組については、私自身でも小学校と中学校の先生に直接お話を聞いて理解しております。先生や子供たち、あと、特に小学生なんです、先生と児童の意欲、意識の高さは、私も実感しております。児童、生徒がですね、地域づくりとか地域課題解決を考えて、それに取り組む際に地域の様々な人と関わることももちろん大切ですし、それを関川村の小学校、中学校では

されてるようなんですけれども、その中でも関わりの中で、少し年上の先輩というんですか、児童、生徒に、児童にとっては中学生、中学生にとっては高校生、大学生、専門学生、このような方々は親近感もあるし、近い将来の目標としやすいということもあって、子供たちの授業に対する取り組み方も変わってくると思うんですが、担い手育成の実践的な取組の中で、そういった年上の先輩とかと活動することってあるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） お願いします。関川村ではご承知のように長く I V U S A の国際ボランティア協会の学生が大したもん蛇まつりとどもんこ、あるいは七ヶ谷の蛍、あるいはせきともクラブなどの活動に参加して小・中学生と交流を深めています。それを通じてお互いの村のよさを発見したり、子供は自分の見方、考え方を広げる一つのきっかけになっているというふうに捉えています。また、村の20歳の集いでは、村の成人の子たちが今年は中学校3年生に激励のメッセージカードを送るなどして、将来に不安を抱える中学生を大いに激励したというふうに聞いております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 実際に若い子供たちと若者の関わりがあるということで、それはすばらしいことだと思います。親とか先生でもなく同級生でもない斜めの関係づくりというのは、本当に主権者教育の中でもすごく重要な役割を果たすことだと思いますので、ぜひ、そのまま続けていただきたいと思います。

あと、関川村における主権者教育、担い手作りの評価方法なんですけれども、様々、答弁ですとペーパーテストや、それから作文、レポート、学習履歴の蓄積など、様々な評価をされてるようなんですけれどもそれらの評価で、児童生徒が実際にその地域の担い手の1人として意識がどう変わったのかとか、そういうのを可視化できるものってあるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） お願いします。例えば、修学旅行を終えた中学生、新聞の投書で、東京と関川村の違い村のよさ、不便さを感じながらも関川村の豊かな自然を守れるよう、村民の1人として暮らしたいとそう述べております。全体的な数値的な評価では捉えることはできませんけれども、個々の一人一人の変容について作文等でしっかりと読み取ることができるというふうに捉えています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） そういった機会では、子供たちの自分たちが何を学んだかということは、確かに分かると思うんですけれどもこの主権者教育の一番の目的である地域の一員として、地域づくりの担い手として、自分がどういうふうに意識が変わったのかということはなかなかはかりづらいと思うんですけれども、その地域の担い手として、村の一員として、自分がどう変わっていったの

かとか、そういうことを分かるような評価というのはあるでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） お願いします。全国学力学習状況調査の子供の質問紙の中において、あなたは将来社会に役立つ人間として役立ちたいとなりたと思いますかという問いについては、関川の小中学校の数値は90%を超えているということで、子供たちはしっかりと村を見つめているというふうに捉えています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 確かに、全国学調のアンケートも私も見させてもらったんですが、でもそれだと曖昧なところもありまして、その子供たちの地域の担い手としての意識変化が分かるようなアンケートとか評価方法ですか、それも、提案というか作成も私が、他市町村の地域コーディネーターとか社会教育士の方とつながってまして、提案はできるんですけども少しご検討願えないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 学校評価、あるいは、それぞれの総合の評価の中に今おっしゃられた内容について項目等を検討してまいります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。項目を付け加えて検討していただけるということで。

あともう一つ、すみません、提案なんですけれどもこれをやれば子供たちの地域の担い手としての意識の変化が分かるというか、そういう提案なんです、例えば、卒業式とかでも卒業生全員に1分間スピーチさせるんです。内容は、私と関川村、もしくは私のふるさととか、そういうタイトルはそういった感じで、生徒たちは、この村で自分は育って何を学んだのかこの村が、今後どうあってほしいのか、そういうのをふるさと学習であったり、総合学習あたりの中で考えさせて、3年次にそれを作文としてまとめて、最後1分ぐらいにまとめて卒業式で卒業生全員が発表すると。そうすれば、式に参加している親や先生だけでなく来賓の方々、後輩、そういう方に村の卒業生の思いを伝えられることができると思います。意識変化も分かると思います。卒業生も毎年30人前後ですので、全員1分スピーチしても30分前後、今だと来賓の方の話とか歌で何かこう感謝を表現したりしてますけれども合唱で。そうでなくてもいいんじゃないかと私は思います。もちろん、卒業式とかで難しいのであれば、二十歳の集いなどの場で、そういう自分とふるさとの関係を発表してもらおうというのもいいと思います。子供たちの学びの成果、ふるさと愛を可視化できる、そういう1分間スピーチとか、卒業式1分間スピーチとか、様々、子供たちの成果を地域の担い手としての学びを可視化する方法は、いろいろ考えられると思うんですが、そういった主権者教育の今の評価方法、レポートとかペーパーテストとか、それに加えて様々な可能性あるということで、今後検討

いただけないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 子供たちの成長の姿をしっかりと出口の中においてお互いに伝え合いながら、また、それが村民に理解できるような形でゴールをしっかりと定めていくよう、学校には働きかけてまいりたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。卒業式含めてイベント、学校の行事の企画運営を中学生、学生が行うことも主権者教育ですので、今後学校の方で、ちょっと1分間スピーチどうかとか、そういう話題も振っていただけたらと思います。

あと、続いて、この評価を、評価して次に生かすという答弁でしたが、この担い手育成の学習の評価は、やっぱり先生方が、学ぶだけではなく関わる人全員がその評価をして次に生かすという方法が大事だと思うんですけども先ほど、小中学校の主権者教育の関係者ということで、学校運営協議会とか地域コーディネーターというお話が出てましたが、そういう先生方だけでなく、そういった方々も、主権者教育、地域の担い手育成の評価をされて次に生かしてるという感じでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 今ほどのご指摘を学校運営協議会等でも、また、皆様方と共有しながら進めていければと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ちなみに今現在は、地域コーディネーターとか学校運営協議会等の方と主権者教育の評価はされていないということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 今現在も先ほど申したような形で、おのおのが評価をしているというふうに捉えています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 続いてなんですが、この、これまでの質問と答弁をする中で、まず、子供たちは、一人一人が自由と権利を持った大切な存在であるということは、大前提として地域の担い手育成としては、やっぱり子供たちも村の一員として先人が築き上げてきてくれたこの村を担う責任ある地域の一員であるということも、しっかり教育を通じて主権者教育を通じて子供たちに自覚させることも重要だと考えます。この村の主権者教育が、村の若者流出防止、定住でもいいですし、IターンでもUターンでもいいんですが、重要な役割を担っているということをご理解いただけますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 異論ございません。承知をいたしました。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） それと答弁の中で、この主権者教育、子供たちの次世代育成という意味では、保護者や地域の方々も子供の手本となるよう地域づくりに関わっていく姿勢が大事との答弁でありましたが、まず、おっしゃるとおりです。本来は、大人がまず手本になるべきですし、地域づくりのお手本となる大人を育成するというのも教育の大きな役割だと思います。村議会の方でも地域づくりの一員として活動してまいりますし、その学校の小中学校の主権者教育のためにできることありましたら私たちも喜んで協力します。中学校の先生に話を聞いたとき、政治を学ぶとき、やっぱり国会とかはテレビとかで見るし分かるんだけども、地方自治とか地方議会になるとどうしても実感がわかないと言っていました。中学生も総理大臣の名前は言えるのに、村長の名前は皆さん分かりますね、すみません。国会議員の定数は分かるのに村会議員の定数が分からないとか、国会議員何名か言えるのに村会議員の人は分からないとか、そういうことがありましたので、先生自身も議会に協力していただきたいということがありました。地域コーディネーターがいれば、先生から言ってもらえれば、コーディネーターからまた私たちにつないでいただければ、そういう活動もできると思いますし、その地域コーディネーターの役割、もう少し幅広くとか明確に検討していただけないでしょうか。このコーディネーターの在り方。役割。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 地域教育コーディネーターというのは、当村の場合は、教育委員会に1名置いております。また市町村の場合は、学校の中に学校区ごとにコーディネーターを入れているという場合もありますけれども1小1中の中において、それぞれの学校関係者がその窓口を通じて村内の事業所関係者との連絡パイプ役を担っているということで進めておりますので、その方を通じて将来の子供たちを育てていくという部分の一つの視点を持って取り組んでもらうということについては、引き続きお願いしていこうと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 地域コーディネーターなんですが、提案といえればいいのかお願いになるかもしれませんが、主権者教育の総合的なプログラムもつくっていただきたいんですけどもそれがコーディネーターを通してなのか、教育委員会でなのか分かりませんが、この総合的なプログラム、先ほどから私が伝えています主権者教育とは何なのか、その目標は何なのか、どう実行するのか、そしてどのように評価して、それをどう次に生かすのか、総合的なプログラムみたいなものをつくっていただくことは可能でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） お願いします。もう既にご承知のように学校と家庭、地域をつなぐ活動

予定表、このプログラムの中に主権者教育に関わる内容が盛り込まれています。例えば、中学校3年生であれば選挙について、あるいは2月については、村への提言とかということについて、ここをしっかりと明示しながらこれが、主権者教育につながっていくんだということになるように、分かるように改良していくことは可能かと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） では、そういったプログラム、活動計画を通して、関川村の子供たちが、本当に15年間生まれ育ったところで学んだことを通じてふるさとが大好きだと言える。そして、いつか関川村に戻って関川村のために活動したいと、そういう思いがある子が1人でも2人でも増えるように次年度からさらに主権者教育を充実させていっていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 承知をいたしました。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 以上で質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで3番、川崎哲也さんの一般質問を終わります。

次に、5番、近 壽太郎さん。質問を許可します。

○5番（近 壽太郎君） 5番、近 壽太郎です。

私からは、関川村の林業振興ということで幾つかお尋ねします。

村の林野面積は、村全体の面積の9割近くを占めています。一昔前であれば、民有林の山林管理は、所有者または所有者から委託を受けて森林組合等が行っておりましたが、現在は、木材単価の低迷や伐採や輸送コストの高騰などで山林に関心がなくなり、山林は荒れております。このことにより、自然災害による山や河川の被害が大きくなっているのも事実です。村は、豊かな自然に恵まれておりますが、それは先人たちの努力によるものであります。山林を育む山は、川上の源であり、恵まれた自然の源でもあります。村の山林を管理、施業できる林業事業体は、木材価格の低迷に加え物価高騰、人手不足等の影響で、運営が著しく厳しくなっていると聞いております。

以上の現状を踏まえて質問します。

①村として、村内林業事業体の存在意義をどう捉えているか。

②村内林業事業体における人手不足解消に村はどんな協力ができるか。

③12月に、村内の林業事業体から要望書が提出されているが、その対応はどうなっているか。

以上、3点をお伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 近議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、林業事業体の存在意義についてでございますが、林業事業体は、森林資源の持続的な管理、国内木材の安定供給と価値の向上、森林集約化の担い手、地域経済と雇用への貢献、カーボンニュートラルへの寄与など様々な役割を担っております。また、林業事業体のうち、森林組合については、これらの役割に加え森林所有者がお互いに助け合い、森林経営の発展と健全な森林を守ることを目的とした森林組合法に基づく協同組合であり、民有地の植林、下刈り、間伐、路網の整備など森林管理を担う中心的な存在であります。村にとって、林業事業体は、施業を通じて森林の持つ多面的な機能を保ち豊かな自然を守ると同時に産業振興の側面を持つ村にとってはなくてはならない存在だと認識をしております。

次に、森林事業体の人手不足解消策についての村の支援ということですが、この人手不足や担い手不足という問題は、日本全国ほぼどの産業でも喫緊の課題として捉えられ、それぞれの企業が自ら解決すべきものとして職場環境の整備であったり、処遇の改善などに取り組んでいるところであります。林業事業体でもこうした人手不足を解消する取組をされていると思いますが、林業従事者には、特に、きつい、危険といったイメージを持たれやすい職業だと思えます。このことから、村では、緑の少年団活動や村上と連携して行ういわふね林業塾での森林林業体験、未来のハローワークでの林業の魅力を発信し、これまでのイメージを払拭しつつ、将来の担い手の掘り起こしや育成に重点を置いた取組を行っていきたいと考えております。

3点目の林業事業体からの要望に対する村の対応についてですが、議員からのお話がありましたとおり、昨年12月に森林組合から要望書を受け取りました。内容は、生産した木材の輸送費として、1立米当たり2,000円の補助を要望とするものでございました。村では、要望内容を精査した結果、村産材の生産量を拡大する観点から新たな補助制度を設けることとし、当初予算に計上したところであります。この後、令和5年度当初予算の中でご審議いただきますが、具体的には、村の森林資源の循環利用、素材生産量の拡大や村産材の利活用などを目的として取り組んでいる、つなぐプロジェクトのメンバーに出荷する際の運賃について補助をするというものでございます。村では、この支援によってさらに当プロジェクトの活動が拡大、充実し、川上から川下までの好循環が生まれ地域の森林林業が、さらに活性化していくことを期待しているものであります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） ありがとうございます。ただいまの再質問を行いたいと思っておりますけれども今ほど村長から、なくてはならない存在だというふうに答弁いただきまして、全く私も同感でございます。大変ありがたく思っております。ただ、要望書の内容を見ても昨年の総会の資料などを見てもかなり厳しい状況になっているということは、幾ら組合だといってもやはりある程度の利益を上げないとよい職場にはなり得ないということは、これは、どこでも同じだと思うんですが、そういったところで、今までも助成金や支援をしていただきながら存続してきたわけですがけれどもこ

の状況を見ていると村の山の管理にやはり不安を抱き、将来どうなるんだろうという存続を危惧するところもあるわけです。そういう事を見て、考えてみますと、何とかしなければならぬんじゃないかな、何とかしなければという思いに駆られるんですけども村長はいかがですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 今議員がおっしゃったとおり、森林をしっかり守っていくということは極めて重要なことだと思っております。一方で、森林組合の取組もただ従前どおりしていったらいいという話にもなりませんし、森林組合が経営がきつから村が補助を出したということで、それで森林が活性化するわけでもありませんから森林組合が森林所有者の意見を聞きながらこれから、それぞれ組合員の山をどう守っていくのかという議論を本来の森林組合としてまずすべきと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） ありがとうございます。今、村長が言ったのは、私は、この多面的な森林の環境のことを守っていくという、そういう認識を林業事業体への支援強化につないでもらいたいというのがございます。例えば、今までそういうことはなかったかもしれませんがいろいろな支援の形態はあると思います。例えば、新規就農者に対する就労支援とか木材の新しい開発の推進とか、例えば林業機械や安全器具の助成とか、いろいろあると思うんですけどもそういった考えはおありでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問ですけれども様々な支援の方法はあろうかと思えます。今ご発言のありました、いろいろな機械とかそういったものも含めて、今森林組合さんとはいろいろとお話をさせていただきながら計画を事業の展開を考えているところでございますので、その中でまたお話をさせていただければ、いろいろな方法、森林組合さんに限らず林業事業体という形での話はしていけるかと思えます。ただ、収益的に賄い切れないところをただ単純に補填するという意味だけでの補助とか、そういったことでは少し難しいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） ありがとうございます。本当に財政もきつくなっているところではございますけれどもそういうその側面からの支援とか、助成金ばかりじゃなくてそういう協力体制の構築にも力を入れていっていただきたいと思えます。

②番の再質問ですけれども、就業者の確保なんですけれども、現在は村内の林業事業体は個人、団体も含めて3団体あると聞いております。就業者は全体で十二、三人であると聞いておりますけれども、就業者数であります、森林組合を除く2団体は、1人ないし2人の小規模でありまして、

林業施業に関しては、ほぼ森林組合が賄っているというような現状であります。そういった中で、やっぱり、就業者を人手不足解消というところを考えますと、雇用条件の改善というのが最も重要と考えますけれどもそれには、賃上げや安全確保や作業環境といったことが考えられますけれどもそのためには、何といても安定した経営が必要です。現況では、大変な状態が続いておりまして雇用条件を改善したいができない慢性的な人材不足に陥っていると思います。まずは、雇用条件の改善ということで行政が、どのような協力ができるのかという事を考え、先ほど村長が言われました、今までやってきたイメージアップのそういう払拭した活動はあるんですけども、やはり結果として出てこない。それで、いろいろよその行政の対応などを見てもみますと、例えば、ちょっと大きい市ですとインターン等の受入れに対する補助を出したり、新規就業者には、広く県内外に募集をかけ、受入体制を明確にして、行政がそういった側面の支援を行うというような内容のものもあります。実際、関川村でも議会だよりで紹介がありましたけれども、県外から夫婦で来られて、旦那さんは、村上市の林業事業体に就職してると聞いております。実際そういった方のその方は、生活支援を空き家バンクからつないで生活しておりますけれども、そういった面でも、村内移住につながるべかられたり、様々なことにつながると思いますので、ぜひ、新規就労者を県内外から広く募集したり、資格の取得に支援したりという、そういう考えはできないものでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますが、受入体制の支援とかそういったものにつきましては、これは林業事業体さんの受入体制もございますので、そちらとお話をしながら、また国、県の方の制度というか取組と合わせて実施していくのがいいかなと思っております。

あと、労働改善の関係で言いますと、お金がないからというような発言もございますけれども、お金がなくてもできる部分、例えば、労働災害の防止、安全対策について取り組むとか、また、女性や若者でも無理なく働ける安全な職場環境の整備などについては、できる部分もあるかもしれませんし、林業事業体の方で、自助努力の中でしていただければと思います。

また、単価の方につきましては、賃金が安いという部分については、村の方としては村有林管理で施業委託する場合もございますけれども積算単価を使いまして現場の条件を加味しながら積算をして、適正な価格に努めておりますので、そういったところで改善をしていただければなと思っております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。近さん。

○5番（近 壽太郎君） ありがとうございます。先ほど、林業就業者の単価の話出ましたけれども、年収は全産業平均より20%以上も低いと言われているんです。これは、労務単価の引上げなんかは単独でできる話ではありませんけれども、そういった意味においても何と申しますか積算単価上に

は様々な制限がありますけれども、行政単独で、村とか、これ助成金あるからできないかもしれませんが、そういう動き、県とかそういうところでは労務単価の上乗せというのは出てないんじゃないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 労務単価につきましては、やはり林業事業体さんの方から他産業に比べ低いのではないかと問題がありまして、県の方にも適正な労務単価の確保についての要望がされております。村としましては、要望された中で、また、適正な価格での発注というものに取り組んでおります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） どうもありがとうございます。ぜひ、そういった県に対する活動を続けていってほしいと思いますが、よろしく願いいたします。

3点目の、要望書に対する対応なんですけれども、これ1立米当たり2,000円じゃなくて1,000円じゃなかったんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 大変失礼しました。村長答弁の中で2,000円と申し上げましたが、今要望書を確認したところ、1,000円で行っていました。訂正してお詫びいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） その1,000円の補助の内容なんですけど、たしかこれは、村外の素材生産全体に対して立米1,000円当たりの補助を求めていたと思うんですけれども、今回のその対応としては、つなぐプロジェクト等に参加している業者は、何社か分かりませんが、それに限ると。予算書の内容を見てもみたら145万円ということで、割合にすると千四、五百立米に対しての補助金になると思うんですけれども、これは、森林組合であれば、年間5,000立米から7,000立米ぐらいの関川村産材をこれはバイオ材も入っていますけれども、つなぐプロジェクトに限るというのは、やはり、関川村産材のプロジェクトが拡大するのを狙ってのことなんじゃないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） このつなぐプロジェクトは、村上圏域を中心としておりますけれども、森林資源の安定供給、需要拡大及び循環施業の実現を図るため、川上から川下までの構成員により取組を実現可能な取組をすることになっております。その中で、令和8年度につきましては、つなぐプロジェクトの目標的な数字が1,500立米になっておりますので、それをそのまま目標として、今回の要望書の中での今回1,500立米を基準にしまして単価1,000円という形で考えました。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） 今後つなぐプロジェクトの生産量が上がっていくとしたら、それに対応していくということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） この取組が、さらにまた拡大するということを目指しておりますので、そのときには、そのときの状況にもよりますけれども検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） なるべくその方向で進めていただきたいと思います。林業全体は本当に低迷していて、大変な仕事をしている中での困窮を極めているわけです。今後、そういった支援を行政にお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで、近 壽太郎の一般質問を終わります。

次に、4番、近 敬志さん、質問を許可します。

○4番（近 敬志君） 4番、近です。

道の駅関川における大型遊具の全天候型と集客戦略についてお伺いいたします。

道の駅関川に設置されている大型遊具は、村外からも多くの家族連れを呼び込む貴重な観光資源であり、本村の活気創出に大きく寄与しております。しかしながら、現状は野外の野ざらし状態であり、降雨時や近年の夏場は記録的な猛暑で遊具が高温となり、やけどや熱中症の危険から利用を控える状況が続いております。さらには、冬期間の積雪期は、完全に閉鎖されて利用ができない。せっかくの集客装置が天候によって稼働できないことは、道の駅全体の経済損失のみならず、子育て支援の観点からも大きな機会損失である。そこで、テントや屋根の設置による全天候型への改修を提案し、年間を通じて安定した集客と近隣保育園等の行事利用、さらには冬期間の遊び場確保を図ることで、天候に左右されない目的地としての価値は非常に高まると考えているが、村の見解をお伺いいたします。

①年間のうち、天候や気温を理由に遊具が実質的に利用できない日数は、どの程度と認識しておりますか。

②稼働率の低下が、道の駅全体の売上げや滞在時間に与える影響をどう分析しているか。

③夏の遮光、冬の落雪対策を兼ね備えた屋根つき遊具広場への改修を検討できないか。

④全天候型となることで、近隣市町村の保育園や幼稚園の遠足、イベント等の誘致を積極的に行う考えはないか。

⑤財源確保に向け、国の子育て支援関連の交付金や過疎債等の積極的な活用についての村の考えをお伺いしたい。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 近 敬志議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、年間のうち、天候や気温を理由に遊具が実質的に利用できない日はどの程度認識しているかということですが、まず12月から3月の冬期間、そして雨天や真夏日等を考えますと、実際に利用できるのは、半年ぐらいではないかと推定をしております。

次に、稼働率の低下が、道の駅全体の売上げが滞在時間に与える影響をどう分析しているかということですが、大型遊具を利用した家族連れの動向を数字で把握することは難しく、統計データはございませんが、稼働日数等、道の駅全体の売上げや滞在時間とは比例関係にはあると思っております。

3点目の夏の遮光、冬の落雪対策を兼ね備えた屋根つき遊具広場への改修を検討できないかということですが、今般の遊具の整備につきましては、子育て中のお母さん方などから多くの要望があり、取り組んだものでございます。その際、村民から屋内遊具の設置の要望がありましたが、多額の費用となるということから限られた予算の中で、事業者から提案をいただき今回の案を採択をしたというものでございます。道の駅には、村民の皆様の期待の下にこれまで多額の投資をしてまいりましたが、さらにこの夏にはローソンが営業開始いたしますし、あいさい市へのラーメン店の入居も進めております。さらに、隣接の東桂苑には、県の支援を受けながらエアコンを今年は設置をしようかと思っております。このような取組などによりまして、道の駅はさらににぎわいを見せることとなりますので、道の駅のリニューアルについては、ここで一区切りをつけたいと考えているところです。

なお、ご指摘の夏場対策につきましては、私も要望を受けておりまして、遊具の一角に屋根つきの簡易な休息場所、休憩場所を設置する予定としているところでございます。

4点目の全天候への解消を前提とした近隣市町村の保育園等の誘致については、今答弁しましたとおりでございます。考えていないところであります。

5点目の財源確保に向けての国の子育て支援関連の交付金や過疎債等の積極的な活用ということについてでございますけれども、道の駅に限らず、様々な事業を進めていく上で、村としましては、国の交付金や有利な起債などを有効に活用し、財源の確保に努めているところでございますし、今後も努めていきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。年間降水量を調べてみましたら、過去10年間ですけれども、1ミリ以上の雨または雪が降るとというのが、約173日あるということです。雪が降ると溶けるまで遊具が使えない。雨降ると乾かないと遊具が遊べないということを考えると、年間200日ぐらいは、なかなか遊べないときがあるのかなと。半年以上になるんじゃないかと。その中で、

村の道の駅の施設の売上げでいくと、これが非常に順調に推移しているというんですか、遊具の方とちぐら・あいさい市は、これだけでも令和6年で1億2,000万円ぐらいあると。今年に限っていうとちぐら・あいさい市の方が非常に順調でして、2割ぐらいプラスになっていくんじゃないかなということでございます。

交通量を調べてみました。冬の間というのは、やっぱり少ないんですけどもいわゆる行楽シーズン、4月5月のゴールデンウィーク、それから8月からの行楽シーズンですね、夏。それから秋の行楽シーズンで、この半年で、日中の交通量が1日当たり5,000台から6,000台なりで推移してる。冬、1月、2月になっていくと、12月からですとその半分ぐらいに落ちてしまうんですね。単純に売上げだけ、月別の売上げだけを見るとなかなか評価しづらいんですけども、交通量で見ていくと非常にいろいろ見えてくるということでございます。それで、先ほど今日、施政方針演説の中で、村長の方からラーメン屋を早急に誘致を進めているということでしたけれども、具体的に進捗ってどうなってますでしょうか。分かる範囲で教えていただければと思いますけれども。よろしくをお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） ラーメン屋につきましては、問合せ等が今来ている状況でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） 複数の会社から問い合わせ来てるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 複数のお店から来ていると思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） 具体的にいつぐらいに決めて、いつぐらいからテナントに入ってもらって稼働してもらおう計画というのはある程度、固まってるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどの件につきましては、現在公募中で、今村長が述べましたとおり、幾つかの事業者さんから問合せの方はいただいております。ただ、まだ正式な申込みというところには至ってはおりません。一応、3月の下旬まで、27日だったかと思っておりますけれども、一応公募の期間となっておりますが、その期間内に手を挙げていただく事業所があれば、そのあと一応役場側との面接等を経てということになります。いつテナントに入るとかそこまでの具体的な計画っていうのはまだ何も決まっております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。実際テナントが入ってくると、ローソンも入る、夏にはということなんですけれども、やっぱり交通量が非常に増えると。交通量が増えると、やっぱ

り立ち寄りしてくれる利用者さんが増えるということが、売上げと交通量を見ていくと大体比例してくるんですね。

ここでお聞きしたいんですけども、ちぐら・あいさい市に関してなんですけれども、年間で売上げ目標とか、月別目標というのは設定されてますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） ごめんなさい、休憩します。

午後2時14分 休憩

---

午後2時14分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） ちぐら・あいさい市の売上げ見ていくと、冬期間12月から3月、それから梅雨の時期6月、7月ですね。この辺が行楽シーズンと比べて随分やっぱり交通量が少なくて売上げも実際下がっていると。これについて何か対策をされるとか、こういうことを考えているとか、そういう施策はあるのでしょうか、教えてください。

○議長（小澤 仁君） 休憩します。

午後2時15分 休憩

---

午後2時15分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 大型遊具……

○議長（小澤 仁君） ボタンを押して。

○4番（近 敬志君） 道の駅周辺の大型遊具に係るんですけども、滞在時間が長くなると飲食なりお土産なり購入するというデータがあるんですけども、何か少しの対策、滞在時間を延ばすような対策というのは、何かされてるか考えているか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 道の駅で、滞在時間を延ばそうというために取り組んでいるということはありませんし、それぞれ滞在時間がどれぐらいかというデータも持ってありません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） 分かりました。ありがとうございます。やっぱり夏はすごくかんかん照りで、子供たちは遊びたいんですけども、滑り台が熱くて滑れないとかいうので、しょうがなく帰られるという方も見受けるし、聞いてるところでございます。質問の中で、3番目の屋根つきの改修工事を検討できないかっていうことなんですけれども、答弁の方では今のところ考えてないということでした。ただ、ほかの自治体を見ると既存の施設を使って室内で遊び場を造ったところ隣

接してる飲食店、お土産店の売上げが倍になったと。具体的な数字は出てこなかったんですけども、そんな話を以前聞いたことがあります。こういう事例があると、やはり単純にリニューアルは一区切りじゃなくて、もう少し一歩進んでもいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

その中で、財源の話なんですけれども、ほかの自治体なんかはいわゆるデジ田、今の地方創生拠点整備交付金2.0ですね、使ってるところが多いんですね。こういうのを複数、1点だけでなく複数、子育て支援施設整備事業とかくっつけていくと、より有利に働くんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどのように考えるか、いま一度教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 設置をすると決めれば、いかに有利な財源を確保するかというのは考えますが、実は道の駅の遊具の話があったときもなるべくこの村の身の丈に合った予算で造ろうということで、多分、あのぐらいの遊具等を設置してきれいにすれば、もう億もかかるんだと思ってますが、実際にはあの遊具で4,300万円ぐらい。あと芝生広場を含めて6,800万円ぐらいだったんです。いつでしたっけ、下の砂利をもう少しなんとかできないかという加藤議員さんからもご質問あったんですが、それもやっぱり1,000万円超えるぐらい金がかかるということで、なかなか難しいというお話をさせていただきました。多分それ以上のお金が、屋内式に変えるとなればかかりますし、インシャルコストもそうなんです、ランニングコスト、例えば冬の暖房、夏の冷房と考えますとちぐら館の売上げが多分吹っ飛ぶぐらい金かかるなと私は思っております。遊具設置場所の活性化という意味からしますと、先ほど申しました道の駅にラーメン屋が入ったりローソンが入ったりということで、にぎわいはできるかと思えますし、子育ての視点からしますと、残念ながら遊具設置場所では夏場はできませんので、それ以外のところをご利用をいただくしかないのかなと。新たに遊具設置場所にまた投資しますと、インシャルコストだけじゃなしに、今後のツケが大分負担がかかるということもあるので、全然検討はしていないという状況です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。試算してみたんですけども、やっぱり7,000万円、8,000万円ぐらいかかっちゃうんですね、どうしても。そこに軽鉄筋のテント一式造ってもそれぐらいかかるし、冬場に吹雪になったりするので、周りにカーテンとか、防雪カーテンですね、そうするとやっぱ1億円ぐらいかかっちゃうんですね。補助金を単純に使うとなると、それにお金かかるんですけども、財源の考え方として、ネーミングライセンスというのがあって、企業名をどんと入れましょうという。ああいうのだと、国道沿い目立つところに大きく表示なんかすると非常に広告効果も高いと。導入コストなんかも企業の方でやってくださいということもできますし、回収の速度も随分早まっていくんじゃないかなと思うんですね。一つの考え方としては非常にいいかなと思うんですけども、どう思われますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） ネーミングライツを当てにして造って、さて誰もいなかったら、大変な状況になりますので、例えば企業さんがそういう形でネーミングライツで寄附するから、造らないかいう話になれば、それはそれでまた考える余地があるかもしれませんが、いずれにしても、ああいうものを造るとランニングコストがかかるんですよね。だからそれを企業がずっと面倒見てくれるかというとなかなか難しい状況なので、私たちがなるべく新しい箱物は造らないですね、むしろ別の面での資金を有効に活用、施策に資金を有効に活用していきたいなと思っているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） 最後なんですけれども、答弁の最後の方で、今年の夏場の対策として遊具の一角に屋根つきの簡易的な休憩所を設置する予定ということでしたけれども、どれぐらいの人数が入れるような休憩所を設置する予定でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） ご質問の休憩場所の件につきましては、今、管理公社に検討させているところでございます。イメージとしては単管で寒冷紗と簡単なものをイメージしております。それで人数的にもまだはっきりしておりませんが、そんなに広いイメージではございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） 夏にはローソンが入店すると、これから3月の末の期限でラーメン屋さんの公募をします。先行き、道の駅周辺事業の売上げアップや集客につながるいい方向はできてるんですけれども、大型遊具の利用者増えることをとても期待しながら私の答弁を終わらせていただきます。

○議長（小澤 仁君） 答弁。

○4番（近 敬志君） 答弁じゃないね、質問を終わらせていただきます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めますか。

○4番（近 敬志君） 求めません。

○議長（小澤 仁君） これで近 敬志さんの一般質問を終わります。

休憩します。14時35分まで。

午後2時24分 休憩

---

午後2時35分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

日程第5、議案第6号 関川村犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（小澤 仁君） 日程第5、議案第6号 関川村犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第6号は、関川村犯罪被害者等支援条例の制定についてです。これは、犯罪被害者基本法に基づき犯罪被害者などに対する村の支援について条例を定めるものです。

詳細について総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 関川村犯罪被害者等支援条例の制定について説明します。第1条にありますように、犯罪被害者等基本法に基づき、村における犯罪被害者等の支援に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、推進し、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としてこの条例を定めるものでございます。

条例の中におきましては、基本理念を3条で定めておりますし、4条から6条まではそれぞれ村、村民、あと事業者の責務なども定めております。そのほかの条では村が相談ですとか情報の提供を行うということと、そのほか村民に対しての啓発なども行うということでございます。

また、最後の第15条につきましては、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき、犯罪被害者の支援を行うことが社会通念上適切でない認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができるということも定めてございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 3番川崎です。今回、この条例制定のきっかけとか何かあるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 今回の制定につきましては、以前から、県警や警察の方から、こういった条例を定めてもらいたいということでの要望もございました。それで、全国的にこういった条例の制定が進んでいるということもありまして、村もそれに合わせて条例を制定するというに至ったものでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

次に、この条例の内容なんですが、村民の責務、5条にあるんですが、この村民は村が実施する対策、支援に関する施策に協力するよう努めるものとするがありますが、どのような協力を想定さ

れてるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） その犯罪被害者等を支援するというのをその後の条文で、例えば日常生活の支援ですとか、安全の確保とか、そういったことを村が行うということで明記してございます。そういったことを行うときに、村民の方でも協力できる部分あれば協力をいただくというようなことになると思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番鈴木です。この条例、犯罪被害者等基本法というのは20年前からありますし、もう条例なくても、既に例えば第10条、第11条、この辺の安全の確保ということで、この条例がなくても村でそういう方を保護したり、そういった対策を取られてきたんですけれども、それは今度条例の上でしていくというような考えでよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 活動を行う団体というふうなことをされてますが、これ、村内に住所なくてもこの該当者ということでよろしいですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 住所がなくても村内で活動を行うもので、団体等であれば該当するということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6、議案第7号 関川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定  
について

日程第7、議案第8号 関川村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につ  
いて

日程第8、議案第9号 関川村乳児等通園支援事業に係る利用者負担額に関する条例の制定について

○議長(小澤 仁君) 日程第6、議案第7号関川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基  
準を定める条例の制定についてから、日程第8、議案第9号関川村乳児等通園支援事業に係る利用  
者負担額に関する条例の制定についてまで、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第7号から議案第9号までの3議案は、いわゆる、誰でも保育制度の運  
営や許認可と関川なないろ保育園における利用負担額を定めるため、条例を制定するものです。詳  
細につきまして、健康福祉課長に説明させます。

○議長(小澤 仁君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(田村清洋君) それでは、議案第7号から議案第9号までまとめて説明させていた  
だきます。

これは、いわゆる子供たち、乳児を関川村にいても全国のどの保育園にも受け入れられる、一時  
的に預けられるという制度が、令和8年度から全国一斉に始まることを受けて、関川村でも条例を  
制定するものでございます。

議案第7号につきまして、関川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の制定についてでございますが、これは事業を実施するに当たっての運営の基準を示したものの条  
例でございます。これは全国的に国が示した基準がございます。それを参照するという形で制定す  
る形でございます。

続いて、議案第8号関川村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につ  
いて。これにつきましては、民間事業者がこの事業を行う場合の村が認可を出すときの基準を示し  
ているものでございます。これにつきましても国が示してる基準を参照するという形の条例にして  
ございます。

最後、議案第9号関川村乳児等通園支援事業に係る利用者負担額に関する条例の制定についてで  
ございます。なないろ保育園、関川村の管理でありますなないろ保育園で、この事業を使われた方

に対して負担をいただく額を制定するものでございます。今回1時間当たり300円を制定する形で、議案として、条例として制定しています。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑は、議案第7号から議案第9号まで一括して行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第7号から議案第9号まで3件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第7号から議案第9号まで3件については委員会付託を省略します。

これより議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9、議案第10号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長(小澤 仁君) 日程第9、議案第10号関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第10号は、関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。これは、保育園嘱託医の報酬を改正するとともに鳥獣害対策実施隊員の報酬を追加するものです。

詳細について総務課長に説明させます。

○議長(小澤 仁君) 総務課長。

○総務課長(渡邊浩一君) 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明します。今回の改正は、職名の追加があるため、新旧対照表では表⑤と改正してございますけれども、改正及び追加箇所は4ページのみになりますので、4ページをご覧ください。

まず、改正につきましては、保育園嘱託医の医師について、1園1回当たり1万9,000円を1園当たり年額9万円に。同様に歯科医師について、1園1回当たり1万9,000円を1園当たり年額6万円に改正し、学校医、学校歯科医と同額にするものです。

また、鳥獣害対策実施隊員を新たに追加し、捕獲者が1回当たり2万5,000円、捕獲支援者は1回当たり1万8,000円とするものです。

なお、こちらにつきましては、熊の大量出没を受け、県猟友会が報酬額を示したことによる追加になります。

説明は以上です。

○議長(小澤 仁君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、平田さん。

○9番(平田 広君) 9番平田です。ここで捕獲者となっておりますけれども、それが1回当たり2万5,000円あるいは1万8,000円ということですが、わなをかけたりにして何かしたけれども捕れなか

った場合、無償ということですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまの捕獲者の定義でございますけれども、これは緊急銃猟になった場合のことを指しております、わなを仕掛けたり等、この地域で熊が出たとかそういったところでわなを仕掛けたいという場合には、一番下のところにその他条例により設置された委員ということで、4,000円でございますけれどもそちらの方での対応になりまして、あくまでも今回の捕獲者も捕獲支援者もそうなんです、緊急銃猟のときの単価ということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番鈴木です。この鳥獣害対策実施隊員というのは猟友会の会員のことを指しているのか、それとも何かガバメントハンターみたいなものを指しているのか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ここでの実施隊員の定義につきましては、猟友会員のうち銃免許所有者ということになります。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 11 号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第10、議案第11号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第11号は関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。これは国民健康保険事業の健全な運営のため保険税率を改正するものです。

詳細につきまして、住民税務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡辺一洋君） それでは、関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

医療費が増加する一方で、国保加入者の減少による国保税の減収や基金も減少傾向にあることから、国保事業の運営に必要な財源を確保するための基本課税部分医療分の税率を改正するものであります。

新旧対照表をご覧ください、第4条をご覧ください。

基本課税部分の所得割率を6.2%から0.2%引き上げ6.4%とするものであります。この0.2%の具体的な金額でございますが、例えば所得が100万円の場合の方ですと、100万円掛ける0.2%で年額2,000円の増額となります。年金天引きの方ですと、年金支給が年6回でありますので1回当たり約300円の増。普通徴収の場合は2,000円を9回の納期で割ると1回、1期当たり約200円の増額となります。

この条例改正は令和8年4月1日からの施行です。

このたびの改正の説明は以上ですが、今後予定している改正もございますのでその概要も説明させていただきます。

○議長（小澤 仁君） ちょっと待って、議案にないやつでしょ。それ駄目。

○住民税務課長（渡辺一洋君） 説明は以上で終わります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 9番平田です。これは関川村だけじゃなくて、全国の市町村がそういう方向に進んでいるということで捉えていいですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（渡辺一洋君） このたびの医療費分の改正は関川村の税条例の改正によるものです。以上です。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 11、議案第 12号 関川村特別会計条例の一部を改正する条例

○議長(小澤 仁君) 日程第11、議案第12号関川村特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第12号は、関川村特別会計条例の一部を改正する条例です。これは、湯沢の温泉施設の管理を関川村湯沢温泉管理協同組合に移管したことにより、関川村有温泉特別会計を廃止するものでございます。

以上です。

○議長(小澤 仁君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第12号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12、議案第13号 関川村基金条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第12、議案第13号関川村基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第13号は、関川村基金条例の一部を改正する条例です。これは、ふるさと応援基金の使途の改正と村有温泉管理基金を削るものです。

詳細について総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 関川村基金条例の一部を改正する条例について説明します。

今回の改正は、基金の種類を削っているため、新旧対照表では表を丸ごと改正しておりますが、改正箇所が1か所、削る箇所が1か所になります。

最初に改正箇所になります。3ページをご覧ください。

ふるさと応援基金の使途につきまして今後、メニューの追加などが見込まれることから事業の羅列ではなく寄附者が選択した事業に充当することとして改正するものです。

次に、6ページをご覧ください。

村有温泉特別会計廃止に伴い村有温泉管理基金を削るものです。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 3番川崎です。ふるさと応援基金についてお伺いします。使途が、寄附者が選択した事業に要する経費の財源に充てるということですが、どのような選択、どのような事業を想定されていますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） ふるさと納税の使い道、用途につきましては、平成20年、当初ふるさと納税が始まってから1度もまだ見直しを行っていないという現状もございます。当時と状況も違っておりまして、現在この用途については、内部で見直しをかけているところでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番鈴木です。同じくふるさと応援基金のこの選択という部分なんですけれども、今よりもまた増えるというような説明でしたけれども、逆に減らして村長にお任せ一本にしたほうがいいんじゃないですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 様々な方とお話ししているんですけれども、例えば、DXについて寄附したとかそういう方もおられますし、ある程度分けることによって寄附者がどんな分野でどういうようにしていきたいか見てくるわけです。そういう意味では、我々の行政の施策に対してどういう貢献をしたいか見てくるもので、これをなくしちゃうと単に返礼品をもらいたいがためにということになってしまうので、あえて寄附者のニーズに合うような形で分類をしていきたいなと思ってるところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 13、議案第14号 関川村農林水産業生産等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第13、議案第14号関川村農林水産業生産等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第14号は関川村農林水産業生産等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例です。これは、道の駅にあります関川村農物産館の用途の変更に伴い改正をするものです。

詳細につきまして農林課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） それでは、議案第14号関川村農林水産業生産等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

このたびの改正では、当該条例で管理していた3つの施設のうち、関川村農物産館を普通財産へ管理替えするというものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表では、改正前の欄の別表第1及び別表第2のそれぞれ最下段、関川村農物産館を削除し、改正後の別表第1及び別表第2とするものでございます。この関川村農物産館は、平成13年度に建設されてから愛称をあいさい市と定め、農物産館直売所として機能してまいりましたが、令和3年度からは隣接するちぐら館に直売所機能が集約されまして、その後は部分的に農産物の管理保管庫などという形で利用されていたものの、効果的な利用されていなかった状況でした。このため、今後飲食店としての利用を目的に今回の条例改正で、農林水産業生産等施設から削除するものでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第14号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14、議案第15号 関川村畜産振興施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第14、議案第15号関川村畜産振興施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第15号は関川村畜産振興施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例です。これは松平畜産団地の一部を太陽光発電施設用地として利用することに伴う管理面積の変更と使用料の見直しを行うものです。併せて現在使用していない若ぶな高原牧場と若山団地草地について廃止するものです。

詳細について農林課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） それでは議案第15号関川村畜産振興施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず、このたびの改正では松平畜産団地、若ぶな高原牧場、若山団地草地に関する改正を行っています。

新旧対照表をご覧ください。

別表第1の松平畜産団地については、改正前の欄の松平畜産団地の施設規模欄で畜産施設用地4.0ヘクタールだったものを3.0ヘクタールにまた草地面積9.8ヘクタールを5.5ヘクタールとし、合わせて5.3ヘクタールを減少するものです。この減少分の面積は令和8年4月から全て太陽光発電事業用地として使用することとなっているため、面積を減少するものでございます。

次に、若ぶな高原牧場についてです。若ぶな高原牧場は平成18年から放牧を中止しており、また、

今後も利用が見込めないことから当該条例から削除するものです。

次に、高田山草地のうち若山団地につきましては、既に平成30年3月31日をもって土地の賃貸借契約を解除し運営しておりませんので、このたびの改正に合わせ削除するものでございます。

次に、別表第2（1）では土地の使用料の改正をしております。松平畜産団地の畜産施設用地として貸している土地の使用料を1,000平米当たり年額2万円から4万円に変更するものです。また草地については、松平畜産団地のほか滝原草地と高田山草地全ての草地に適用されますけれども1,000平米当たり年額4,000円から5,000円に変更するものです。

次に、別表第2（2）についてです。改正前は若ぶな高原牧場での放牧料を定めておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、既に若ぶな高原牧場は運営しておりませんので、当該条例から放牧料の記載を全て削除した上で、新たに松平畜産団地の隊舎の使用料について区画ごとに料金を定めるものです。

なお、この堆肥の使用料につきましてはこれまでと変更はございませんが、明記されないまま運用されてきたというところがございますので、このたびの改正に合わせ記載するものでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番鈴木です。若ぶな高原牧場の農機具格納庫が削除されますけれども、この建物はこういった扱いになっていくのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 村の普通財産となりまして総務課の方で管理していくということになります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 3番川崎です。今ほどの鈴木議員の質問と同じ内容でした。

○議長（小澤 仁君）

そのほか質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15、議案第16号 関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(小澤 仁君) 日程第15、議案第16号関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第16号は、関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例です。これは、消防団員が災害時に出勤した際に支給する報酬と費用弁償について改正するものです。

詳細について総務課長に説明させます。

○議長(小澤 仁君) 総務課長。

○総務課長(渡邊浩一君) それでは、関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

村では、消防庁から団員の処遇改善を図るため年額報酬を見直すよう、また出勤報酬を創設し、出勤に係る費用弁償は必要額を措置するよう、消防団や分団の運営に必要な経費を適切に区分し、報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し直接支給するよう、通知があり、令和7年度において年額報酬の引上げと個人支給への対応を行いました。今回の改正は、消防庁の通知にさらに対応するため、団員が災害時に出勤した際に支給する報酬と費用弁償について改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。

これまで、消防団員が火災出勤及び災害対策の出勤をした際1回2,500円を費用弁償として支給していましたが、令和8年度からは、報酬と費用弁償に分け、出勤1回につき報酬を4,000円、費用弁償を600円支給することとするものです。

説明は以上です。

○議長(小澤 仁君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、近さん。

○4番（近 敬志君） 近です。報酬の方の4,000円と費用弁償の600円というのは、支払いはそれぞれ別になるんですか。費用弁償は上期、下期で今まで分けてたりしてましたけれども、それが年度末で、団員報酬と一括で支払われる、個人に支払われるのかどうか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。

しばらく休憩します。

午後3時11分 休憩

---

午後3時11分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 今回の改正については通称出勤報酬というものでございまして、先ほど申し上げましたように火災ですとか災害時に出勤したときの報酬、費用弁償になります。年額報酬を令和7年度から引上げを行っておりますけれども、年額報酬を支給する際にその期間に出勤したものについて合わせて支払うこととなります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 9番平田です。中身見ると同じようなことで感じるんだけれども、ただ報酬と費用弁償、出勤1回につき4,600円になるのかなというふうに思ったんですけれども違うんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 消防庁からの指導もございまして、報酬と費用弁償、費用弁償というのは交通費などになるわけでございますけれども、それを明確に分けるようにという指導がございます。これにつきましては、言ってみれば報酬は源泉の所得税などの対象になりますし、費用弁償は対象にならないということもございますので、このあたりは明確にしておかなければならないというものでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16、議案第17号 関川村広域観光インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第16、議案第17号関川村広域観光インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第17号は、関川村広域観光インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例です。これは、アチューロとして営業をいたしておりました広域観光インフォメーションセンターを解体いたしましたので、条例を廃止するものでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第17号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

日程第17、議案第18号 関川村総合計画基本構想を定めることについて

○議長(小澤 仁君) 日程第17、議案第18号関川村総合計画基本構想を定めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第18号は、関川村総合計画基本構想を定めることについてでございます。

これは、令和8年度を初年度といたします第7次関川村総合計画について策定が完了いたしましたので、今後10年を計画期間とします基本構想について。関川村議会の議決すべき事件を定める条例に基づき提案するものでございます。

詳細につきまして地域政策課長に説明させます。

○議長(小澤 仁君) 地域政策課長。

○地域政策課長(米野哲弘君) それでは、議案第18号について説明させていただきます。

第7次総合計画は計画年度が、2026年度から2035年度までの10年間となっております。令和7年12月2日に関川村総合振興審議会に諮問をし、令和8年2月10日に同審議会より答申をいただいております。それに基づき、今回基本構想について議会の議決を求めるものです。村にも各種計画がありますが、総合計画は最上位に位置する計画となります。

大まかな構成としましては、1つ目に村の将来目標とそれを達成するための大綱を定めた基本構想。2つ目が、基本構想事業として具体化する施策と方法を定めた基本計画。3つ目が、現状から将来の人口推計した上で今後目指すべき方向を示した人口ビジョン。4つ目が、達成すべき政策目標をKPIとともに示した地域総合戦略から成っております。地域総合戦略につきましては、まち・ひと・しごと創生法に基づくもので、毎年度、PDCAサイクルによって事業の見直しを行うこととしております。

第7次総合計画を策定するに当たり、第6次総合計画を項目別に振り返り課題を整理しました。その課題を踏まえ第7次総合計画の基本構想や基本計画を策定しております。基本構想につきまして、村の将来像は、これまで同様に豊かで住みよい活気ある村としております。これは、村の基本指針である関川村村民憲章で掲げている基本目標であることから、目指す将来の姿として設定したものです。

基本構想では、施策の大綱として、1、安心・安全な暮らしの確立。2、地域産業の持続的発展。3、交流人口・関係人口の拡大と定住促進への取組。4、切れ目のない子育て支援。5、みんなが健やかでいきがいを持って暮らせる地域づくり。6、安定的な行財政の運営の6項目を設けております。

また、この6項目を事業として具体化する施策を基本計画としてまとめました。1つ目の安心・安全な暮らしの確立では、防災や防犯対策、集落コミュニティ活動の支援、地域公共交通の維持等について述べています。2つ目の地域産業の持続的発展では、農林業の振興、有害鳥獣対策、商工業や観光の振興、資源の活用等について述べています。3つ目の交流人口・関係人口の拡大と定住促進への取組では、移住、定住施策やファンや応援者を増やす取組、外部人材の活用等について述べています。4つ目の切れ目のない子育て支援では、子育て支援や教育の充実等について述べています。5つ目のみんなが健やかでいきがいを持って暮らせる地域づくりでは、健康づくりや医療の確保、高齢者福祉、障害者福祉等について述べています。6つ目の安定的な行財政の運営では、財政の健全化や行政の効率化等について述べています。人口ビジョンにつきましては、国立社会保障人口問題研究所の将来推計データや国勢調査新潟県統計年鑑のほか、村の住民異動データ等を参考にしながら策定しております。

また、地域総合戦略につきましては、総合計画で定めた各分野における施策を実現するため、主な事業の目標値を設定した具体的な個別計画となっています。今回計画を策定するに当たっては、読みやすく分かりやすい内容とするため、簡潔な計画文とし、より見やすいよう見直しを行って進めてきました。

詳細の説明については以上となります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 3番川崎です。この総合計画策定に当たっては、村民の意見も募集したと思うんですけども何通ぐらい意見はありましたでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） パブリックコメントの方行っておりまして、意見約10件程度ございました。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 2番加藤です。読みやすく分かりやすいということだったんですが、毎回思うんですけども、PDCAサイクルと、それから評価の仕方のところがあるんですが、KPIの説明がいつも、自分たちが分かればいいというのはあるんですが、説明があるといいかなと思っ

たんですが、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） PDCAについては、これに基づきまして、毎年度まず庁内各課、室の方で事業の評価、検証の方を行っていただきます。また、それを総合審の方に報告する際には、説明等をつけた上で分かりやすくご報告したいと思っております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 課長、KPIについて。PDCAとKPI。続けてどうぞ。

○地域政策課長（米野哲弘君） KPIについてもなるべく数字上分かりやすく各課、室で検討してもらった結果ではあるんですけども、分かりにくいというか、重要業績評価指数というのがKPIといわれるものなんですけれども、一応そちらの総合審とかの意見と各課の意見等も踏まえてですけれども、設定したものとなっているんです。なので……質問の意味がよく分からない、ちょっと。

○議長（小澤 仁君） しばらく休憩します。

午後3時23分 休憩

---

午後3時23分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） KPIの数値の出し方を説明してくれる内容があればいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君）

しばらく休憩します。

午後3時23分 休憩

---

午後3時25分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） KPIの設定につきましては、第6次総合計画にありますけれども現状の課題等を踏まえた上での5年後の目標値ということで設定しているものになっております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） そう言われてもなかなか分かりづらいと思うんですが、策定に関わって

ないのでなおさらなんだろうと思うんですけども、これ村民が見て分かりますかね。K P I の数値の出し方については……

○議長（小澤 仁君） 発言ボタンを押してください。

○2番（加藤つや子君） 数値の出し方を今説明していただきましたけれども、なかなか分かりづらいというところを質問させていただいているので、分かりやすく簡潔な説明内容等を記載していたらいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） しばらく休憩します。

午後3時26分 休憩

---

午後3時26分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

しばらく休憩します。

午後3時26分 休憩

---

午後3時29分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議員のおっしゃるのは、なぜこの数値になったのかということを示せというお話でございますけれども、ほかの計画も見ますと、それぞれ達成目標と書いてございますが、それぞれの施策において考え方が、統一的に取れない部分がありますので、それを個々に何々をどう設定したというよりは、目標をまず設定して、それ進捗がどうかこうかということをもろご審議していただくとありがたいということで、個々には載せておりませんが、もし、なぜこういう数字になったということは、それぞれ各課で説明をさせていただきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 3番川崎です。先ほどのパブコメの質問に戻ります。パブコメ10件ほどあったということなんですが、パブリックコメントを計画にどういうふうに反映されたのか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） パブリックコメントだけではなくて総合審の意見もそうですし、また外部有識者の皆さんからも意見の方を頂戴しております。そういった全部が全部、今回計画書の方に文言として記載されているわけではございませんが、そういった意見を踏まえまして、一部文言の追加であったり、修正、またK P Iの見直しというところを反映しております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

日程第18、議案第19号 過疎地域持続的発展計画を定めることについて

○議長（小澤 仁君） 日程第18、議案第19号過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第19号は、過疎地域持続的発展計画を定めることについてでございます。

これは、現行の計画期間が終了することから、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法の定めに従いまして令和8年度から5年間の新たな計画を定めるものです。これにつきましては、既に新潟県と協議が進み、議会の議決を求めるものでございます。決定次第総務大臣宛てに提出することになっております。

詳細につきましては、地域政策課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 議案第19号について説明させていただきます。

過疎地域持続的発展計画についてですが、この計画に記載された事業は、過疎債という非常に有利な支援制度を活用することができます。策定に当たっては事前に県との協議が必要となっております、

協議を踏まえ、令和8年1月30日に県より計画の同意をいただいております。

計画期間は、令和8年度から12年度までの5年間となっており、計画の見直しに当たっては、各課、室へ照会し、今後5年間で予定されているハード事業及びソフト事業、また過疎債を活用すると予定のある事業も含めて記載しております。

項目として、産業の振興や交通施設の整備、交通手段の確保、子育て環境の確保、医療の確保、教育の振興、再生可能エネルギーの利用促進等について、各事業を記載しております。

説明については以上となります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

しばらく休憩します。

午後3時34分 休 憩

---

午後3時34分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑を求めます。ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第19号については、所管の産業建設常任委員会へ会議規則第39条第1項の規定により付託します。

---

日程第19、議案第20号 女川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第20、議案第21号 滝原・松平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第21、議案第22号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（小澤 仁君） 日程第19、議案第20号女川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてから、日程第21、議案第22号金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまで、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第20号から議案第22号までの3議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更についてでございます。これは、女川東部辺地と朴坂辺地に宮前を加え、新たに女川辺地として計画策定するほか、滝原・松平辺地を新たに計画策定するものです。また、金丸辺地につきましては、計画内容の変更を行うものでございます。

詳細について総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 議案第20号から議案第22号までの辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更について説明します。

今回の策定及び変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、既に新潟県との協議は終了しています。

最初に、議案第20号女川辺地と第21号滝原・松平辺地についてです。

村から村上方面への路線バスが廃止になり、公共交通機関を用いた場合の高等学校などへの距離が伸びたため、新たに宮前、滝原、松平集落が辺地に該当することになりました。これにより、既存の女川東部辺地と朴坂辺地に宮前を加え、新たな計画として女川辺地とし、滝原・松平辺地についても新規で策定するものです。

なお、計画は通常3か年ごとに策定しますが、今回の2辺地は、既に策定済みの計画の残期間に合わせ2か年計画としています。

次に、議案第22号の金丸辺地の変更についてです。

計画書2ページ目、3、公共的施設の整備計画をご覧ください。7の前瀬橋の工事費が、当初の計画より高額になることから事業費などを1億5,000万円から3億9,000万円に変更しています。また、八ツ口簡易水道施設のテレメーターの更新として、新たに9の八ツ口簡易水道施設整備事業600万円を追加し、合計を7億3,160万円としています。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第20号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第20号から議案第22号まで、以上3件は、所管の産業建設常任委員会へ会議規則第39条第1項の規定により付託します。

---

日程第22、議案第23号 村上岩船定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長（小澤 仁君） 日程第22、議案第23号村上岩船定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第23号は、村上岩船定住自立圏の形成に関する協定の変更についてです。これは、村上市との定住自立圏形成協定の内容について一部変更があるため、関川村議会の議決すべき事件を定める条例に基づき提案をするものでございます。

詳細について地域政策課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 議案第23号について説明させていただきます。

内容としましては、急患診療所の名称が変更となるものです。これまで村上市急患診療所として平日夜間及び休日の診療対応を行っておりましたが、令和8年4月からは、平日夜間診療を村上総合病院が担い、休日診療を急患診療所で担う体制に移行することから、名称が、村上市急患診療所から村上市休日急患診療所に変更となるものです。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第23号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

日程第23、議案第24号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（小澤 仁君） 日程第23、議案第24号関川村公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第24号は、関川村公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。これは村の施設について指定管理者の指定期間が満了するため、4月1日から一覧のとおり指定管理者を指定することとし、議会の議決を求めるものです。

詳細につきまして総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について説明します。

今回5年間の指定管理者との協定期間が満了となるため、一覧のとおり更新するものです。

一覧をご覧ください。

ナンバー1から13までは、観光施設、ど〜む及び村民会館になります。指定管理者は関川村自然環境管理公社です。ナンバー14から16までは、福祉施設で指定管理者は関川村社会福祉協議会です。次のページ、ナンバー17は農村文化交流センターの〜むで、関川村土地改良区。ナンバー18が関川村林業活動施設で、関川村森林組合。ナンバー19から33までは各地区のふるさと会館や集落センターなどで、指定管理者はそれぞれの集落、コミュニティーなどになります。ナンバー34から37までが農村公園で各集落などになります。ナンバー38は金丸八ツ口地区テレビジョン共同受信施設で、指定管理者は金丸八ツ口テレビ共同視聴組合になります。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第24号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

日程第24、議案第25号 役場庁舎省エネ改修(高効率空調設備更新)工事変更請負契約の締結について

○議長(小澤 仁君) 日程第24、議案第25号役場庁舎省エネ改修(高効率空調設備更新)工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第25号は、役場庁舎省エネ改修工事変更請負契約の締結についてでございます。既に仮契約を締結しており、議会の議決をいただいて本契約とするものです。

詳細について総務課長に説明させます。

○議長(小澤 仁君) 総務課長。

○総務課長(渡邊浩一君) それでは説明します。工事名は、脱炭工第1号役場庁舎省エネ改修(高効率空調設備更新)工事です。

変更前の請負金額1億2,540万円に3,564万5,500円を増額し、変更後の請負金額を1億6,104万5,500円とするものです。

契約の相手方は、新菖工業株式会社村上営業所です。

主な変更理由は、天井のボードにアスベストの含有があったため、除去と処分の追加が必要となるものです。

説明は以上です。

○議長(小澤 仁君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、平田さん。

○9番(平田 広君) 9番平田です。この工事の工期はいつまでなんですか。

○議長(小澤 仁君) 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長(渡邊浩一君) 工期につきましては、令和8年3月31日でございます。

○議長(小澤 仁君) 答弁を終わります。9番、平田さん。

○9番(平田 広君) ここだけじゃなくて、今までみんなそう言うんですけども、今日議会終わ

れば今日の申請して変更契約ができるけれども、この大きな金額3,500万何ぼの増嵩になる分は、その日にち以降にしなければならない。工事関係は、これから3月31日までに工事を完了しなければならないんです。だから、あまりにも日数が少ない。本来であれば中にもう一回ぐらいの請差とか、そのほかやるべきことを行って、3回目の変更契約で金額を減らすというのが今までのやり方だったんですが、今回は、ここだけでなく、今までは災害でできた、それも皆そういうものなんだけれども、それを災害ですからしようがないというようなことで思ってきたんですけれども、実質、そういうことなんですよね。前回の臨時会議でも質問しようかなと思ったんですけども、積雪の関係でも、もう雪落ちついたのに、今その予算取ってこれからするのかなと思ったりしたんですけれどもね。その辺もしあったら、そういうことで今までも進めてきたし、気をつけてもらいたいなという点で話をさせてもらいました。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今ほどのご指摘でございますが、今後そのように努めさせていただきます。

○議長（小澤 仁君） 3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 3番川崎です。今回の増額の原因が、アスベスト含有が分かったということなんですけれども、これはいつ頃分かったんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今年の、今年の9月だったか日付までは忘れてしまいましたが、その頃に判明しましてその後、調整をさせていただいたものでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 6か月前の今年の9月に分かって、今調整したということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） そのとおりでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 6か月かかった理由というか、何かあるんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 先にアスベストが出てから、さらに追加で調査を実施をさせていただきました。天井材から出たわけでございますが、出なかったのが村長室、副村長室、秘書室、応接室、男子更衣室、運転室、書庫、第1会議室ということで非常に限られた状況でございました。それに伴いまして、今度、階ごとに封鎖をして工事を行ったわけでございますが、その段階で、さらに工事費を圧縮するために天井板工事を最小限に影響をとどめる点検口をつけたり、変更を加えながら現在に至っております、ようやく額が固まったという状況でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。5番近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 5番近です。こういう案件は、以前にも出てきて、何回か質問したことあるんですけども、事前に調査して分からなかったものなのか、例えば建てるときの完成図面とかあるはずですが、そういうのをちゃんと調査して発注に臨んだんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） この工事につきましては、前年度に設計を行っておりましてその設計に基づいて発注を入札をしたわけでございます。その段階では、配管保安材等でアスベスト含有というのが分かっておりましたので、その段階では配管保温材のアスベスト含有分の事業費は見込んでおりましたが、天井材は見込んでおりませんでした。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。5番近さん。

○5番（近 壽太郎君） それでは、天井の部分にあった今回出てきたそのアスベストというのは、文書では、事前の調査では分からなかったということですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 私は分からなかった。

設計書上では分からなかったという状況でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を審議終了まで延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、審議終了まで延長することに決定しました。

16時10分まで休憩します。

午後3時54分 休憩

---

午後4時05分 再開

○議長(小澤 仁君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

日程第25、議案第26号 令和7年度関川村一般会計補正予算(第11号)

○議長(小澤 仁君) 日程第25、議案第26号令和7年度関川村一般会計補正予算(第11号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第26号は、令和7年度関川村一般会計補正予算(第11号)でございます。

このたびの補正予算には、渡邊邸の石置木羽ぶき屋根の補修に対しての補助を計上しております。

渡邊家保存会では、今回新たにクラウドファンディングを実施し、資金確保に努めておりますが、それも十分ではなく外部人材の協力の下、次年度以降の改革を進めるには、保存会の経営安定をさせる必要があることからこのたび補修費を追加支援することといたしました。

なお、財源につきましては、ふるさと応援基金を充てることとしております。

詳細につきましては総務課長に説明させます。

○議長(小澤 仁君) 総務課長。

○総務課長(渡邊浩一君) それでは、令和7年度関川村一般会計補正予算(第11号)について説明いたします。

第1条は既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,780万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ73億5,040万円とするものです。

第2条は繰越明許費についてでございます。

第3条は地方債の補正です。

13ページをお開きください。

歳出から説明をさせていただきます。

なお、決算を見込んだ補正で減額がほとんどでございます。一部増額するものがありますので、

それらを中心に説明をさせていただきます。また、それぞれの款項目の積立金で、運用利子積立金を金利アップにより増額しておりますので、そちらも後ほどご覧いただきたいと思ます。

それでは13ページの2款3項1目、一番下でございます。戸籍住民基本台帳費12節委託料278万3,000円、こちらは、戸籍附票システム改修と住基ネット第4号施行日対応の経費で、国の補助10分の10を見込んでございます。

次のページ、3款1項2目老人福祉総務費18節負担金補助及び交付金30万円は、高齢者福祉施設電気料高騰支援事業補助金で、施設からの申請実績による増でございます。

次のページをお願いします。

2項1目児童措置費12節の委託料2万8,000円。こちらは、ことばとこころの相談室運営委託料でございまして、村上市への支払う額が確定したことによる増でございます。18節負担金補助及び交付金176万円。こちらは、物価高対応子育て応援手当給付金でございまして、令和7年度予算における給付人数確定による増でございます。

次のページ、4款1項5目環境衛生費12節委託料12万1,000円。こちらは、斎場運営費委託料で村上市へ支払う額の確定による増でございます。18節負担金補助及び交付金128万1,000円。こちらにつきましては、村上市で斎場の建設を予定してございまして、今回は、基本計画策定に係る負担金を計上してございます。

次のページをお願いします。

2項1目清掃総務費12節委託料174万6,000円。こちらは、ごみ処理及びし尿処理の村上市への支払う額が確定したことによる増でございます。18節負担金補助及び交付金1,000円でございますが、こちらは、旧ごみ処理施設の解体等事業の負担金の額の確定によるものでございます。

ページ飛びまして21ページをお願いします。

8款1項1目消防総務費12節の委託料797万4,000円の減でございます。こちらにつきましては、村上市の消防無線整備事業につきまして、地方債の償還は終了しましたが、交付税が理論値算入のため引き続き交付されます。それに伴いまして、交付税措置のうち関川村分が減額となっております。

次のページ、9款1項3目教育振興費12節委託料2万1,000円。理科教育センター運営委託料、こちらも村上市へ支払う額の確定によるものでございます。

次のページ、4項3目文化行政費18節負担金補助及び交付金400飛んで7万円でございますが、こちらは、村長の説明でもございました、渡邊邸の木羽ぶき屋根の補助額の増となっております。

続いてページ戻っていただきまして、9ページをお願いします。

歳入の方の説明をさせていただきます。こちらも決算を見越した補正でございまして、主なものを説明させていただきます。

14款2項6目教育費国庫補助金2節の社会教育費国庫補助金475万円。こちらは、大島沢田発掘調査の国補助について、当初は県補助と合算されて、県補助として入ってくることで計上しておりましたが、国から村に直接入ってくることとなりましたので、国の補助として分けたものがございます。

次のページ、15款2項1目総務費県補助金386万3,000円。こちらは、令和6年度まで運行していた路線バスの補助について新型コロナウイルスの影響により補助要件が緩和されて、これまで要件を満たさなかった系統も補助対象になったことによる増でございます。その下の5目商工労働費県補助金100万円。こちらは、アチェーロ関連の補助金について交付決定額が増となったものがございます。7目教育費県補助金3節の社会教育費県補助金619万6,000円の減です。こちらは、先ほど国補助のところの説明いたしました大島沢田発掘調査の国補助への組替えによるものと実績による減でございます。

次のページをお願いします。

18款1項1目積立基金繰入金5節ふるさと応援基金繰入金407万円。こちらが渡邊邸屋根の補修補助の財源となっております。

次のページ、21節の村債につきましては、実績見込みに合わせて増減を行っております。

またページを戻っていただきまして、8ページをご覧いただきたいと思っております。

地方債の補正でございます。変更でございます。総務管理債。こちらは限度額を290万円増額して3億9,460万円とするものです。Jアラートの工事、通学定期券補助関係によるものです。農業債。こちら限度額を260万円増額して1,750万円とするものがございます。県営事業の負担金の関係で増となっております。

その前のページ、7ページをご覧ください。

繰越明許費についてでございます。こちらは令和8年度に繰り越す事業の一覧でございます。上から順に説明いたします。事業名、安心安全対策費1,350万円は、Jアラート更新工事でございます。地域振興費354万4,000円は、招致旅行関係の予算でございます。商品券発行事業費4,692万円につきましては、村民1人当たり1万円の商品券を配布するという事業の予算でございます。脱炭素推進事業費2億7,612万9,000円。こちらは松平太陽光発電の補助金でございます。戸籍住民基本台帳事務費278万3,000円。こちらは先ほど計上させていただいております戸籍附票システムの改修、それと住基ネットシステム第4号施行日対応の予算でございます。住民税非課税世帯価格高騰対策事業200万5,000円。こちらは、冷暖房補助などの予算でございます。物価高対応子育て応援手当給付事業費30万4,000円は子育て応援手当給付金の関係でございます。県営土地改良事業負担金700万円は、女川地区圃場整備の関係でございます。道路橋梁維持費1,300万円。鷹ノ巣落石防止工事の予算でございます。現年発生災害復旧事業費350万円につきましては、幾地の農地災害の関係でござ

ざいます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 9番平田です。16ページなんですけれども、斎場建設事業費負担金。荒川の斎場ではないんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（渡辺一洋君） 建設を予定している場所は村上市です。今の斎場の建て替え、見直を村上市が進めておられて、荒川の斎場と村上の斎場、これを一緒にするという計画があります。村上市の今の斎場付近を予定していると聞いております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番鈴木です。15ページ、物価高騰対策対応の子育て応援給付事業。これ、人数が確定して数字が決まったということなんですけれども対象者はどこまでの対象でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 対象者といたしましては、変わらずの18歳未満の方々でございます。当初上げた予算は、国から提示された金額を予算化されてまして、実数の部分を今回報告して確定したというところでございます。ただし、3月末までのところもございまして、これから微妙にまた増減することがあるということもご承知おきいただきたいです。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 1人当たりどの程度の給付を予定されてますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 一律2万円となっております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 16ページ。先ほど平田議員より質問があった斎場なんですけれどもということは、2つがもう一緒になって新しいものをつくるということで、荒川の斎場はもう閉鎖の方向で進んでるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（渡辺一洋君） そのような計画で進められております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

- 10番（鈴木紀夫君） 22ページ、理科教育センター運営委託料、これ情報センターじゃなくて、理科教育センターというのは情報センター内にあるものなんですか。それとも別な場所なんですか。
- 議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。
- 教育課長（熊谷吉則君） 場所是一緒になっております。
- 議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。
- 10番（鈴木紀夫君） 情報センターへの補助でなくて、情報センターの中に入っている理科教育センターというところの補助ということによろしいでしょうか。
- 議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。
- 教育課長（熊谷吉則君） 村上市の方で運営されておりますので、そちらの方の委託料が村上市の方で確定したということによる増ということであります。
- 議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。
- 3番（川崎哲也君） 3番川崎です。14ページをお願いします。3款民生費2目老人福祉総務費の中で、27節区分27繰出金なんですけど、説明では介護給付費繰出金750万円減ですけども、この減額の原因は何でしょうか。
- 議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。
- 健康福祉課長（田村清洋君） 後ほど介護保険特別会計でもご説明いたしますが、当初の予定よりも利用者が少なかったということと、当初予算で少し多めに想定することもございますので、その分の減額ということでございます。
- 議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。
- 10番（鈴木紀夫君） 10番鈴木です。23ページ、18節説明10の文化財保護費、補助金、重要文化財補修等管理事業補助金400飛んで7万円。これ先ほどの渡邊邸に対する補助というふうな、屋根修復に対する補助ということで、今クラウドファンディングされてますが、その金額も踏まえての算出でよかったですでしょうか。
- 議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。
- 教育課長（熊谷吉則君） お答えします。407万円と申しますのは、補助対象外の渡邊邸の分でありまして、クラウドファンディングで集めているものにつきましては、今後の屋根補修ですとか、そういった経営の安定化を図るために渡邊邸の方で募集、クラウドファンディングをかけておりますので、今の補修の分につきましては今年度分の屋根補修についての追加助成となっております。
- 議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。
- 10番（鈴木紀夫君） じゃあこれは令和7年度分ということによろしかったですでしょうか。
- 議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 令和7年度分の追加補助でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） こういった形ですってことは、来年度もだんだんこういったものを計画されていくということによろしいですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） また次年度につきましては、今屋根の修繕が高額になっておりますので、関係者とも県文化課。あと、木羽葺きの技術者ですとか教育課も入りまして、高額な修理にならないような今協議を行っておりますので、また同じくらいの補助をするという予定はございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 高額にならないようなということですが、今高額だというふうに私たちが考えてるわけですが、今回は、木羽葺きの継承、新たな継承者が安く管理していくというような方向で進んでいくということによろしいですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） はい、今鈴木議員からもうご指摘ありましたけれども、そういった面も考えながら、できるだけ経費のかからない持続可能な修繕の方を検討してまいりたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

日程第26、議案第27号 令和7年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第5号）

○議長（小澤 仁君） 日程第26、議案第27号令和7年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第27号は、令和7年度関川村国民健康保険関川診療所会計補正予算（第5号）でございます。

具体的な内容は健康福祉課参事に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（須貝博子君） それでは、308ページをご覧ください。

議案第27号関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第5号）についてご説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,050万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,600万円とするものです。内容としましては決算を見込んだものとなっております。

歳出からご説明いたします。306ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費の1節報酬につきましては、会計年度任用職員の報酬について減額するものです。

2節から4節につきましては、当初、看護職、正規職員の雇用を予定していましたが、1名体制となったために減額するものです。

8節旅費については、医師募集のための予算を計上しましたが、不要となったために20万円減額するものです。

10節光熱水費は、決算を見込み70万円減額するものです。修繕費については、建物調査で非常用照明の不備が指摘されたため補修する予算を増額するものです。

12節電算関係委託料につきましては、往診時に使用する電子カルテのインターネット回線の利用料の増額があったために3,000円増額するものです。

次のページに移りまして、24節積立金の運用利子につきましては金利の上昇により増額するものです。

26節公課費については、消費税納付後の不用額を50万円減額するものです。

続きまして、2款1項1目医業費です。10節の消耗品費、医薬材料費につきましては、決算を見込み300万円減額するものです。

次に歳入をご説明します。304ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目診療収入の診療報酬収入は、決算を見込み125万9,000円減額するものです。

3 款 1 項 1 目利子及び配当金は、基金運用利子の金利の上昇により 6 万円増額するものです。

4 款 1 項 1 目基金繰入金は、歳入繰入額を1,550万円減額するものです。

5 款 1 項 1 目繰越金は前年度からの繰越金を602万9,000円増額するものです。

ページを移りまして、7 款 1 項 2 目の診療所等物価支援事業県補助金は、物価高騰により県からの補助が実施されるため17万円計上するものです。

説明は以上となります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第27号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

日程第27、議案第28号 令和7年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（小澤 仁君） 日程第27、議案第28号令和7年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第28号は、令和7年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

具体的な内容につきまして健康福祉課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） それでは、議案第28号令和7年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出予算のそれぞれに4,470万円を減額いたしまして、総額8億9,890万円とするものでございます。

中身につきましては、407ページ、歳出から説明させていただきます。

まず、一般管理費として利子積立金が増額になっているという部分がございます。また、2款の介護サービス費でございます。施設介護サービス費が350万円減額。当初の見込みよりも少なかったと。利用者自体は、昨年に比べ1人、2人増えてはいるんですけども、マックスを見ていた部分もありましたので、その分でございます。

続きまして、5項でございます。特定入所介護サービス費でございます。これにつきまして対象者が少なかったというところでございます。施設入所者の負担を軽減、低所得者対策としてのある事業でございますが、該当する人たちが例年に比べて少なかったというところでございます。それによる減額でございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第28号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

日程第28、議案第29号 令和7年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（小澤 仁君） 日程第28、議案第29号令和7年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第29号は、令和7年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

具体的な内容を健康福祉課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） それでは、議案第29号、令和7年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

これは当初の予算にそれぞれ200万円を増額いたしまして増額8830万円とするものでございます。

中身につきましては、503ページの歳入を説明させていただきます。令和6年、7年とここにおける税額が、保険料が上がりました。それによる200万円の増ということでの補正でございます。

これに伴いまして、歳出の方バランスをとるために給付金のところ200万円増としたということでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第29号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

日程第29、議案第30号 令和8年度関川村一般会計予算

日程第30、議案第31号 令和8年度関川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第31、議案第32号 令和8年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算

日程第32、議案第33号 令和8年度関川村介護保険事業特別会計予算

日程第33、議案第34号 令和8年度関川村宅地等造成特別会計予算

日程第34、議案第35号 令和8年度関川村宅地等造成特別会計予算

日程第35、議案第36号 令和8年度関川村下水道事業会計予算

日程第36、議案第37号 令和8年度関川村簡易水道事業会計予算

○議長（小澤 仁君） 日程第29、議案第30号令和8年度関川村一般会計予算から、日程第36、議案第37号令和8年度関川村簡易水道事業会計予算まで、以上8件を一括議題とします。

なお、詳細はこれから設置する令和8年度予算審査特別委員会において説明をお願いします。

村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第30号から議案第37号の8議案は令和8年度の当初予算でございます。

提案理由はさきの施政方針説明をもって代えさせていただきます。

概要につきまして、一般会計は総務課長、特別会計と公営企業会計は、政策監及び健康福祉課長、参事にそれぞれ説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 令和8年度関川村一般会計予算について、当初予算案の概要で説明をさせていただきます。

当初予算案の概要の1ページをご覧ください。

一般会計の歳入歳出予算の総額は、前年比4億8,600万円。率にして7.6%減の59億1,700万円です。前年度よりも減額となる理由としましては、防災タブレットの事業費と脱炭素の工事費が皆減となったためです。

歳入のポイントをご覧ください。

村税収入は、1,006万円増の6億2,778万円です。地方交付税につきましては、令和7年度防災タブレットの財源として計上していた特別交付税の減額が影響し、2億100万円減の26億7,600万円になります。財政調整基金繰入金は2億400万円としてございます。

次に歳出のポイントです。

有害鳥獣対策として、猟銃等の購入費支援などを拡充しています。道路橋梁維持費は、前瀬橋補

修工事などで3億8,750万円。除雪機の更新で4,510万円。次のページ。脱炭素事業を行う事業者への補助金が3億6,338万円です。村の補助額の全額が国から交付されます。

観光振興、インバウンドの推進では、招致旅行誘致業務委託や商談用コンテンツ動画制作委託、国の重点支援地方交付金を活用した利用券付温泉旅館等宿泊事業補助金などのほか、東桂苑のエアコン工事を計上しています。移住、定住の空き家対策として、新たに建物の撤去費にも補助を行うこととしてございます。

3ページをご覧ください。

県の補助金を活用し、がん患者医療用補整具の補助や学童保育利用料負担軽減補助などを新規で行います。教育環境の整備では、中学校の特別教室の空調工事と小学校の特別教室の空調設計委託を行います。また、小学校の給食無償化を実施し、国の補助金で不足する部分は村が負担します。中学校の給食費については、物価高騰による上昇分を村が負担します。

4ページをご覧ください。地域産業につきましては、村内の圃場整備について県と協力して進めるほか、林業活性化事業を引き続き行います。

一般会計については以上です。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） それでは、引き続き14ページをご覧ください。

特別会計国民健康保険事業特別会計の説明をさせていただきます。

令和8年度歳入歳出ともに7億8,690万円ということで、昨年に比べ1億2,290万円、18.5%の増となっております。

答弁は以上です。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（須貝博子君） それでは続きまして、国民健康保険関川診療所特別会計について概要をご説明いたします。

歳入歳出の予算額をそれぞれ1億250万円とするものです。前年度より250万円増額しております。増減率としましては2.5%となっております。

以上でございます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 続きまして介護保険事業特別会計の説明をさせていただきます。

15ページをご覧ください。

歳入歳出とも総額9億2,170万円としております。80万円の増ということで0.1%増という形でございます。

引き続きまして、後期高齢者医療特別会計について説明いたします。

歳入歳出とも9,770万円ということで、1,350万円、16%の増となっております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監（野本 誠君） 16ページでございます。

⑤宅地等造成特別会計です。歳入歳出とも10万円の予算計上でございます。

次のページお願いいたします。

⑦下水道事業会計です。収益的収入及び支出です。令和8年度の収入は3億5,910万5,000円です。支出の方は3億6,818万4,000円です。

資本的収入及び支出です。令和8年度の収入2億6,491万6,000円。支出3億7,290万円の予算編成でございます。

次のページです。

⑧簡易水道事業会計です。収益的収入及び支出です。令和8年度の収入2億1,810万4,000円。支出は1億9,270万6,000円です。

資本的収入及び支出。令和8年度の収入7,220万円。支出は1億6,370万円それぞれ計上してございます。

以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号から議案第37号まで、以上8件については質疑を省略して、9人の委員で構成する令和8年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号から議案第37号まで、以上8件については、9人の委員で構成する令和8年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査をすることに決定しました。

しばらく休憩します。

午後4時44分 休 憩

---

午後4時45分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。ただいま設置されました令和8年度予算審査特別委員会の委員については、委員会条例第7条第2項の規定により、ただいま配付しました令和8年度予算審査特別委員会の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、別紙名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後4時46分 休憩

---

午後4時51分 再開

○議長(小澤 仁君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

日程第37、同意第1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長(小澤 仁君) 日程第37、同意第1号関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 同意第1号は、関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めるものでございます。現在務めていただいております山口良明さんが令和8年3月31日で任期満了となりますが、引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めます。

なお、任期は令和12年3月31日までの4年間です。山口さんの略歴につきましてお配りしておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(小澤 仁君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小澤 仁君) 起立多数です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後4時53分 休憩

---

午後4時53分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

日程第38、同意第2号 関川村副村長の選任につき同意を求めることについて

○議長（小澤 仁君） 日程第38、同意第2号関川村副村長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 同意第2号は、関川村副村長の選任について同意を求めるものでございます。現在、副村長は置いておりませんが、令和8年4月1日から政策監の野本 誠を副村長として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。任期は令和12年3月31日までの4年間です。略歴につきましてはお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。どうぞよろしく願いします。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後4時55分 休憩

---

午後4時55分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

野本 誠さんに申し上げます。同意第2号関川村副村長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しましたので、本席から告知いたします。

野本 誠さんから選任の挨拶の申出がありました。発言を許可します。

○政策監（野本 誠君） ただいま副村長人事に同意をいただきました野本 誠でございます。現在は一般職員として勤めておりますけれども、これからは特別職として村政の運営に携わることとなります。職責の重みに身の引き締まる思いでございます。私は高校卒業してすぐに役場にお世話になりましたので、この関川村しか分かりません。これは私の強みでもあり、弱みでもあります。井の中の蛙とならないように、外部視点も含めて広い視野を持つということは大事だということを改めて今思っているところでございます。人口減少時代となりまして、様々な課題が山積みでございますけれども、加藤村長の補佐役としてしっかりと役割を果たして、職責を全うしたいと考えております。引き続き皆様のご指導をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（小澤 仁君） これで副村長選任の挨拶を終わります。

---

日程第39、発議案第1号 森林環境の整備によるクマ被害防止対策に関する意見書の提出について

○議長（小澤 仁君） 日程第39、発議案第1号森林環境の整備によるクマ被害防止対策に関する意見書の提出についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） ただいま上程されました発議案第1号森林環境の整備によるクマ被害防止対策に関する意見書につきまして、趣旨を説明いたします。

本案は、激増する熊被害からの住民の生命、財産を守るため、森林環境の整備と林業の振興を一体とした国の支援拡充を求めるものです。

要望内容は、1つ、広葉樹造林など、生物多様性を育む森林機能を再生するための予算を確保すること。

2つ、熊の人里への侵入を防ぐ緩衝帯の整備に対し継続的な支援をすること。

3つ、森林整備の要となる地元林業事業者等への支援をすることの3項目です。

意見書の提出先は意見書案に記載のとおりです。

熊による被害対策は急務であり、問題の根本的な解決には、森林機能の再生とその役割を担う地元林業従事者の支援育成が重要であるをご理解いただき、本案へのご賛同を賜りますようお願いいたします。

以上、趣旨説明を終わります。

○議長（小澤 仁君） これより提案者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。4番、近敬志さん。

○4番（近 敬志君） 4番、近です。広葉樹林化と環境整備なんですけれども、地元の林業事業者だけでやっていけるものなんでしょうか。外部に一部頼んだりというのはあるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 地元林業者による森林と緩衝帯整備の実効性ということになるとは思います、林業者に確認しました。財政的支援に加え、行政に入ってもらって整備計画などしっかり立て、また、整備対象の集落の住民にも協力してもらうなどで整備は十分に可能であるとのこと。

○議長（小澤 仁君） そのほか質疑はありませんか。4番、近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） すみません、もう一つお願いします。2番のところ、森林環境譲与税とは別に新設することという明記されてるんですけれども、今ある譲与税なりほかの支援策なんかで賄うことってできないんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） こちらも役場の農林課の方に相談しましたところ、既存の補助、交付金など、様々条件があり、自治体が柔軟に活用できるとは言い難く、特に整備には、受益者負担、山の持ち主さ地権者の方の負担も発生することから、森林整備をするにも地権者の合意が得られずに整備が進まないというケースも聞いております。今回村で柔軟に活用できる新たな交付金は有効である、必要であると私は考えます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。川崎さん、お疲れさまでした。

ただいま議題となっています発議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって発議案第1号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより発議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

---

○議長（小澤 仁君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

午後16時59分 散 会